

平成27年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成27年3月11日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	石田 芳英君	第2番	宮野 亨君	第3番	高橋 邦男君
第4番	原島 幸次君	第5番	杉村 良一君	第6番	村木 征一君
第7番	師岡 伸公君	第8番	酒井 正利君	第9番	須崎 眞君
第10番	竹内 和男君	第11番	清水 典子君	第12番	前田 悦男君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 肇君 議会係主任 徳王 龍介君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
教 育 課 長	守屋 吉彦君	会 計 管 理 者	澤本 恒男君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

平成27年第1回奥多摩町議会定例会議事日程[第2号]

平成27年3月11日(水)

午前10時00分開会・開議

会期 平成27年3月10日～3月23日(14日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	議長開議宣告	—
2	議案第40号	平成26年度奥多摩町一般会計補正予算(第5号)	原案可決
3	議案第41号	平成26年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
4	議案第42号	平成26年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決
5	議案第43号	平成26年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
6	議案第44号	平成26年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第5号)	原案可決
7	議案第45号	平成26年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)	原案可決
8	議案第46号	平成27年度奥多摩町一般会計予算	予算特別委員会付託
9	議案第47号	平成27年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算	予算特別委員会付託
10	議案第48号	平成27年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算	予算特別委員会付託
11	議案第49号	平成27年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算	予算特別委員会付託
12	議案第50号	平成27年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算	予算特別委員会付託
13	議案第51号	平成27年度奥多摩町介護保険特別会計予算	予算特別委員会付託
14	議案第52号	平成27年度奥多摩町下水道事業特別会計予算	予算特別委員会付託
15	議案第53号	平成27年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算	予算特別委員会付託

(午後 2 時 54 分 散会)

午前 10 時 00 分 開議

○議長（前田 悦男君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしく申し上げます。

これより、議案審議に入ります。

日程第 2 議案第 40 号 平成 26 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 5 号）、日程第 3 議案第 41 号 平成 26 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 4 議案第 42 号 平成 26 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 5 議案第 43 号 平成 26 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 6 議案第 44 号 平成 26 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）、日程第 7 議案第 45 号 平成 26 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）、以上 6 件を一括して議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは議案第 40 号から議案第 45 号までの一般会計を初めとする特別会計、企業会計、計 6 会計の補正予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

なお、内容等につきましては、各課長から説明をさせていただきますので、簡潔に説明させていただきます。

初めに、議案第 40 号 平成 26 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 5 号）について、ご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2 億 6,570 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 66 億 638 万 4,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

初めに、地方譲与税は 23 万 2,000 円を減額し、地方譲与税の合計を 2,834 万 8,000 円に、利子割交付金は 75 万 2,000 円を追加し、利子割交付金の合計を 460 万 4,000 円に、配

当割交付金は150万9,000円を追加し、配当割交付金の合計を555万3,000円に、株式等譲渡所得割交付金は204万3,000円を追加し、株式等譲渡所得割交付金の合計を535万6,000円に、地方消費税交付金は742万5,000円を追加し、地方消費税交付金の合計を8,891万6,000円に、自動車取得税交付金は12万3,000円を減額し、自動車取得税交付金の合計を940万9,000円に、地方交付税は169万9,000円を追加し、地方交付税の合計を15億7,364万7,000円に、使用料及び手数料は291万8,000円を追加し、使用料及び手数料の合計を1億235万円に、国庫支出金は1,931万9,000円を減額し、国庫支出金の合計を1億2,678万9,000円に、都支出金は1,474万2,000円を減額し、都出資金の合計を25億1,663万5,000円に、財産収入は100万7,000円を追加し、財産収入の合計を5,252万1,000円に、寄付金は189万円を追加し、寄附金の合計を359万円に、繰入金は、公共施設整備基金に1億6,800万円を戻し、観光施設等整備基金に8,000万円を戻すことで、2億4,480万9,000円を減額し、繰入金の合計を5億6,261万7,000円に、諸収入は570万6,000円を減額し、諸収入の合計を4億2,932万円とするもので、今回の歳入補正額は2億6,570万8,000円を減額し、歳入の合計額を66億638万4,000円とするものでございます。

次に3ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

初めに、議会費は17万円を減額し、議会費の合計を9,634万6,000円に、総務費は1,912万円を追加し、総務費の合計を8億7,430万7,000円に、民生費は6,886万4,000円を減額し、民生費の合計を10億6,464万4,000円に、衛生費は4,174万6,000円を減額し、衛生費の合計を5億6,298万3,000円に、農林水産業費は2,195万3,000円を減額し、農林水産業費の合計を7億4,733万9,000円に、商工費は5,348万8,000円を減額し、商工費の合計を11億2,353万5,000円に、土木費は4,811万2,000円を減額し、土木費の合計を9億8,399万8,000円に、4ページに移りまして、消防費は533万円を減額し、消防費の合計を2億2,555万1,000円に、教育費は2,455万2,000円を減額し、教育費の合計を5億6,873万6,000円に、災害復旧費は1,676万5,000円を減額し、災害復旧費の合計を6,964万1,000円に、予備費は384万8,000円を減額し、予備費の合計を1,274万9,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の2億6,570万8,000円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の66億638万4,000円とするものでございます。

1ページに戻りまして、第2条継続費の補正でございますが、規定の継続費の変更は、第2表継続費補正によるということで、5ページをごらんください。継続費であります鳩の巣荘建設事業費の補正となります。補正前の金額が11億7,597万6,000円、補正後の金額が11億8,652万5,000円とするもので、合わせて3カ年の年割額を表に記載をござい

います。

また、1ページに戻りまして、第3条繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」によるということで、6ページをごらんください。

今回の補正に計上させていただきました国の事業でございます地方創生先行型事業として、2,910万円を、地域消費喚起型特別事業として、1,220万円を計上させていただきました。これら内容につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

以上で、議案第40号の説明終わります。

次に、議案第41号 平成26年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ345万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億8,214万5,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

初めに、国民健康保険税は808万8,000円を減額し、国民健康保険税の合計を1億1,226万7,000円に、国庫支出金は1,707万2,000円を減額し、国庫支出金の合計を1億8,897万9,000円に、療養給付費交付金は2,243万9,000円を追加し、療養給付費交付金の合計を6,894万3,000円に、前期高齢者交付金は619万1,000円を減額し、前期高齢者交付金の合計を2億273万円に、都支出金は284万5,000円を減額し、都支出金の合計を6,607万9,000円に、共同事業交付金は2,785万円を減額し、共同事業交付金の合計を9,794万1,000円に、財産収入は2,000円を追加し、財産収入の合計を1万2,000円に、繰入金は4,306万5,000円を追加し、繰入金の合計を1億27万1,000円に、諸収入は8,000円を減額し、諸収入の合計を27万5,000円とするもので、今回の歳入補正額は345万2,000円を追加し、歳入の合計額を8億8,214万5,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

初めに、保険給付費は887万6,000円を追加し、保険給付費の合計を6億677万5,000円に、後期高齢者支援金等は、額の変更はなく、後期高齢者支援金等の合計を9,137万9,000円に、介護納付金は、同じく額の変更はなく、介護納付金の合計を4,315万1,000円に、共同事業拠出金は510万円を減額し、共同事業拠出金の合計を1億1,472万4,000円に、

基金積立金は1万6,000円を追加し、基金積立金の合計を2万6,000円に、諸支出金は34万円を減額し、諸支出金の合計を1,602万7,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の345万2,000円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の8億8,214万5,000円とするものでございます。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

次に、議案第42号 平成26年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,087万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億37万4,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

初めに、保険料は402万2,000円を減額し、保険料の合計を6,311万3,000円に。繰入金金は687万円を減額し、繰入金の合計を1億2,251万4,000円とするもので、今回の歳入補正額は1,087万2,000円を減額し、歳入の合計を2億37万4,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

初めに、広域連合納付金は1,132万6,000円を減額し、広域連合納付金の合計を1億7,853万8,000円に。保健事業費は45万4,000円を追加し、保健事業費の合計を467万7,000円に。諸支出金は、金額に変更はなく、諸支出金の合計を493万3,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の1,087万2,000円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の2億37万4,000円とするものでございます。

以上で議案第42号の説明を終わります。

次に議案第43号 平成26年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,501万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億4,035万5,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

初めに、保険料は 62 万 9,000 円を追加し、保険料の合計を 1 億 4,988 万 7,000 円に。分担金及び負担金は 1 万円を追加し、分担金及び負担金の合計を 1 万 7,000 円に。国庫支出金は 701 万 6,000 円を減額し、国庫支出金の合計を 1 億 8,779 万 3,000 円に。支払基金交付金は 1,355 万 2,000 円を減額し、支払基金交付金の合計を 2 億 2,107 万円に。都支出金は 261 万 9,000 円を減額し、都支出金の合計を 1 億 2,494 万円に。繰入金は 247 万 2,000 円を減額し、繰入金の合計を 1 億 3,721 万 8,000 円に。諸収入は 3,000 円を追加し、諸収入の合計を 8,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 2,501 万 7,000 円を減額し、歳入の合計額を 8 億 4,035 万 5,000 円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

初めに、総務費は 303 万 1,000 円を追加し、総務費の合計を 1,802 万 8,000 円に。保険給付費は 3,253 万 2,000 円を減額し、保険給付費の合計を 7 億 4,540 万円に。地域支援事業費は 35 万 6,000 円を追加し、地域支援事業の合計を 5,106 万 1,000 円に。諸支出金は 412 万 8,000 円を追加し、諸支出金の合計を 1,417 万 9,000 円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の 2,501 万 7,000 円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 8 億 4,035 万 5,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 43 号の説明を終わります。

次に、議案第 44 号 平成 26 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 759 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 13 億 5,759 万 3,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

初めに、分担金及び負担金は 71 万 3,000 円を追加し、分担金及び負担金の合計を 696 万 3,000 円に。使用料及び手数料は 64 万 7,000 円を減額し、使用料及び手数料の合計を 2,873 万 7,000 円に。国庫支出金は 2,660 万 4,000 円を追加し、国庫支出金の合計を 3 億 4,963 万 5,000 円に。都支出金は 66 万 2,000 円を追加し、都支出金の合計を 2,187 万 3,000 円に。繰入金は 1,460 万 6,000 円を減額し、繰入金の合計を 4 億 7,551 万 5,000 円に。諸収入は 606 万 7,000 円を追加し、諸収入の合計を 1,606 万 8,000 円に。町債は 1,120 万円

を減額し、町債の合計を4億5,880万円とするもので、今回の歳入補正額は759万3,000円を追加し、歳入の合計額を13億5,759万3,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

初めに、総務費は128万4,000円を減額し、総務費の合計を1億1,171万円に。事業費は870万2,000円を追加し、事業費の合計を10億1,455万9,000円に。予備費は17万5,000円を追加し、予備費の合計を197万6,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の759万3,000円を追加し、歳出の合計額を、歳入の合計額と同額の13億5,759万3,000円とするものでございます。

1ページに戻りまして、第2条、町債の補正でございますが、既定の町債の変更は、「第2表 町債補正」によるということで、3ページをごらんください。

町債の補正でございますが、額の確定に伴い、補正前4億7,000万円を予定しておりましたが、1,120万円を減額し、補正後4億5,880万円とするものでございます。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

次に議案第45号 平成26年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

初めに、第1条、平成26年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するというので、病院事業費のうち、第1項、医業費用は185万円を追加し、医業費用の合計を4億9,569万6,000円に。第3項、特別損失は226万3,000円を減額し、特別損失の合計を1,353万円に。第4項、予備費は41万3,000円を追加し、予備費の合計を56万4,000円とするもので、今回の補正は、内容の変更のみで、額に変更はなく、病院事業費用の合計を5億1,549万円とするものでございます。

次に、第3条、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、1、職員給与費2億7,739万5,000円を、2億7,539万4,000円に改め、第4条では、予算第8条に定めた棚卸資産購入限度額5,044万円を5,144万円に改めるものでございます。

以上で、議案第45号の説明をあります。

以上、一般会計を初めとする特別会計、企業会計、計6会計の補正予算の説明をさせていただきました。今年度最終の補正予算でございますので、今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議を賜りご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。

説明は、自席に着席したままで簡潔に行っていただくよう、お願いします。

初めに、議案第 40 号について各課長から、順次所管の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） それでは、議案第 40 号 平成 26 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 5 号）の内容をご説明いたします。

初めに、9 ページをお開きください。歳入でございます。

款 02 地方譲与税、地方揮発油贈与税は 52 万 3,000 円の増。次の自動車重量譲与税 75 万 5,000 円の減。次の款 03 利子割交付金 75 万 2,000 円の増。款 04 配当割交付金 150 万 9,000 円の増。款 05 株式等譲渡所得割交付金 204 万 3,000 円の増。次の款 06 地方消費税交付金 740 万 5,000 円の増。次の款 07 自動車取得税交付金 12 万 3,000 円の減は、いずれも通知によるものでございます。

10 ページをごらんをいただきまして、款の 09 地方交付税 169 万 9,000 円の増も、交付決定による増となったものでございます。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に款、使用料及び手数料 14 万 9,000 円の減額につきましては、安寺沢、奥地域については、雪害の影響により 4 月、5 月分を免除とし、その他の地区については、実績により減額するものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次の節 02 農林水産施設使用料 10 万 2,000 円の減額につきましては、特産物販売施設を平成 26 年 12 月末をもって、西東京農業協同組合古里支店が撤退したことから、1 月から 3 月までの使用料の減額を見込むものです。

次の目 03 商工使用料 52 万 2,000 円の増額は、説明欄にございます 2 つの駐車場の収入の増額を見込むものによるものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に土木使用料 15 万 3,200 円の減額につきましては、公営町営住宅使用料で、179 万円の減額は実績によるものでございます。町営住宅過年度分の使用料の 25 万 9,000 円の増額につきましては、徴収によるもので、道路・河川占用料の 1,000 円の減額は、道路占用料の確定によるものでございます。

○教育課長（守屋 吉彦君） 次に教育使用料でございますが、23 万円の減額につきましては、登記原総合運動場の使用料、せせらぎの里美術館入館料、森林館入館料及び文化会館使用料の実績及び見込みによるものでございます。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の 11 ページをお願いいたします。

次の款 12 使用料及び手数料の総務手数料の 39 万 1,000 円の減につきましては、戸籍手

数料で見込み減によるもので、次の衛生手数料 469 万 8,000 円の増につきましては、塵芥処理手数料で 431 万 6,000 円の増と 04 し尿処理手数料 45 万 6,000 円の増を見込むものがございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 款 13 国庫支出金です。項 01 民生費国庫負担金は、388 万 5,000 円を減額するもので、社会福祉負担金では、説明欄記載の国庫負担金について、国民健康保険基盤安定繰出負担金では、額の確定により 31 万 4,000 円を追加し、障害者自立支援給付費負担金 48 万 6,000 円の減額、及び障害者自立支援医療給付費負担金 48 万 2,000 円の減額は、いずれも実績によるものがございます。

12 ページをごらんください。次の児童福祉費負担金では、児童手当費負担金において、所得が一定額以上の世帯に支給される特例給付では、対象者の増により増加となったものの、中学生以下の対象児童生徒数の減少による実績で、323 万 1,000 円を減額するもので、国庫負担金総額を 9,528 万 6,000 円とするものです。

次の項 02 国庫補助金のうち民生費国庫補助金では、社会福祉費補助金において、消費税率の増加による低所得者の負担を軽減する目的で導入された臨時福祉給付金について、給付額の確定により 1,251 万 6,000 円を減額するほか、説明欄記載の事業について、実績により、合わせて 1,286 万 6,000 円を減額し、児童福祉補助金では、同じく消費税率の増加による子育て世帯の負担の軽減のために支給された、子育て世帯臨時特例給付金及び保育士等処遇改善臨時特例事業費の額の確定により、65 万 9,000 円を減額し、民生費国庫補助金全体では、1,352 万 5,000 円を減額し、2,061 万 1,000 円とするものです。

○総務課長（井上 永一君） 次の消防費国庫補助金は、防災費補助金で、165 万 5,000 円の減額となります。緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、住宅建築物耐震改修事業交付金として、地震発生時の緊急輸送道路として指定されている国道 411 号線上の倒壊により、道路を閉塞するおそれのある家屋の耐震診断の補助金を、申請件数の減少により減額するものがございます。対象家屋として指定されました 26 棟のうち、診断の済んでいない家屋が 8 棟残りございますが、補助制度が、ここで平成 28 年 3 月まで 1 年延長され、引き続き調整を進め、次年度で対応してまいります。

次の総務費国庫補助金、総務費補助金の 26 万 4,000 円の減額は、マイナンバー法による社会保障・税番号システム整備費補助金として、地方公共団体の情報システムの導入に要する経費に対する額の確定によるものがございます。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の項 03 国庫委託金の総務費委託金 1 万円の増につきましては、説明欄にあります委託金の実績によるものがございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 13 ページお開き願います。款 14 都支出金です。民生費都負担金は、491 万 5,000 円を減額するもので、社会福祉費負担金では、説明欄記載の事業について、いずれも実績により見込額の額の減増減により、差し引き 431 万 5,000 円を減額するもので、次の児童福祉費負担金では、児童育成手当費負担金及び児童手当費負担金について、それぞれ実績見込みにより減額し、民生費都負担金総額を 9,434 万円とするものです。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 次の総務費都補助金 4,009 万円の増額につきましては、公共施設調整交付金、124 万 3,000 円の減は、小河内処理区下水道事業の実績によるもの。

次の伐木事業補填収入、3 万 3,000 円の増も実績によるものでございます。

14 ページをごらんいただきまして、次の地域住民生活等緊急支援交付金 4,130 万円の増額につきましては、本年 2 月 3 日、国会におきまして、町、人、仕事、地方創生関連の補正予算といたしまして、地域住民生活等支援のための交付金が可決成立したことに伴いまして、新たに関係費目を計上させていただくものでございます。

この交付金は、地方創生先行型といたしまして、地方版総合戦略の策定、並びに、総合戦略における仕事づくりなどの実績に支援をいただくものと、もう 1 つでは、地方消費喚起生活支援型といたしまして、地域におけるプレミアム商品券、旅行券などを発行する消費喚起策の 2 つの事業から構成をされております。

事業の内容につきましては、歳出でご説明いたしますが、企画事業費では、地方創生先行型といたしまして、地方版の総合戦略、また人口ビジョンの策定などで 2,910 万円。商工振興費では、地域消費喚起型特別事業といたしまして、プレミアム商品券を発行、1,220 万円をそれぞれ補助率 10 分の 10 で見込んでおります。

なお、本予算は、年度内の執行が不可能でございますので、平成 27 年度へ繰り越しをし、執行させていただくものでございます。

○福祉保健課（清水 信行君） 民生費都補助金では、1,005 万 5,000 円を減額するもので、社会福祉費補助金で、地域福祉推進包括補助事業補助金では、人にやさしい道づくり整備事業等における増減により、76 万 7,000 円の減。高齢社会対策包括補助事業補助金では、高齢者火災安全システム事業等における増減により、7 万 4,000 円の増。老人クラブ助成事業補助金以下、説明欄記載の補助金の実績により、社会福祉補助金では、91 万 4,000 円の減。

次の児童福祉補助金では、子ども・子育て支援新制度電子システム構築等事業補助金、728 万円の減額のほか、説明欄記載の補助金の額の確定により、914 万 1,000 円を減額し、

民生費都補助金を1億3,975万8,000円とするものです。

衛生費都補助金では、医療保健政策包括補助事業補助金において、事業費の増減により5万9,000円を減額し、衛生費都補助金を1,613万2,000円とするものです。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次の15ページをお願いします。

目04農林水産業費都補助金ですが、節01農業費補助金、1,932万5,000円の減額につきましては、東京都の補助金確定によるもので、説明欄にございます山村離島振興施設整備事業費補助金の減額、1,780万8,000円は、昨年2月の大雪により被害を受けました山葵田用モノレール10路線の復旧事業及び新規路線の整備に関する補助金で、実績により減額を見込み、その下の農業構造改革支援事業補助金109万8,000円の減額は、農地台帳システム用パソコン購入予定をしておりましたが、リースに切りかえるため、減額を見込むものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に林業費補助金523万6,000円の減額につきましては、説明欄記載の都林業費補助金の額の確定によるものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次の節03水産業費補助金19万4,000円の減額は、栃寄養魚池フェンス設置工事確定により減額を見込むものです。

次の目05商工費補助金、節01観光費補助金52万円の減額は、説明欄にございます事業の交付決定によるものです。

次の節02商工費補助金5万8,000円の減額は、説明欄にございます各事業の交付決定によるものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、土木費補助金、道路橋梁費補助金173万8,000円の減額につきましては、説明欄記載の4路線の市町村土木補助金の額の確定によるものでございます。

○教育課長（守屋 吉彦君） 16ページをごらんください。次に教育費都補助金でございますが、90万円の減額となります。内訳でございますが、教育総務費補助金は、83万円の減額となりますが、説明欄記載の各種補助金を支出実績等により増減するものでございます。特に、緑の学び舎づくり実証実験事業補助金では、氷川小校庭芝生化整備工事及び芝生管理用備品購入費の確定に伴う、71万6,000円の減額を見込むものでございます。

次の社会教育費補助金の7万円の減額は、放課後子ども教室推進事業補助金を支出実績により減額するものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次に消防費都補助金、防災費補助金ですが、165万5,000円の減額となります。消防費国庫補助金と同様に耐震診断の対象建築物のうち、申請件数

が減少したことにより減額となるものでございます。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の項 03 都委託金の総務費委託金 550 万 6,000 円の減につきましては、節 02 で戸籍住民基本台帳費委託金で、3,000 円の増を見込むものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次に、統計調査費委託金の 4,000 円増額は、説明欄記載の統計調査費の実績によるもの。

次の選挙費委託金 551 万 3,000 円の減額は、衆議院議員選挙費委託金について、選挙執行経費の精算により、委託金の額が確定したことによるものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次の目 04 商工費委託金 3 万 3,000 円の減額は、委託料の確定によるものでございます。

○教育課長（守屋 吉彦君） 次に、教育費委託金でございますが、463 万 8,000 円の減額となります。内訳でございますが、教育総務費委託金の 2 万 2,000 円の減額につきましては、実績により、社会教育費委託金の 461 万 6,000 円の減額につきましては、水と緑のふれあい館の管理運営事業費のうち、修繕費委託料、備品購入費等が実績により減額となるため、東京都との協定によりまして、管理運営事務費及び管理運営委託金が減額となるものでございます。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 17 ページをお開きください。次の款 15 財産収入、財産貸付収入 43 万 5,000 円の増額につきましては、賃地料が 85 万 7,000 円の増。賃家料が 42 万 2,000 円の減で、主に災害対策用職員住宅の 54 万 5,000 円の減と、古里付住宅 48 万円の減に伴うものでございます。

次の利子及び配当金 57 万 2,000 円の増額は、説明欄の各基金利子の実績によるものでございます。

次の款 16 寄付金では、一般寄付金 145 万円の増。指定寄付金 44 万円の増で、いずれも実績によるものでございます。

18 ページをごらんいただき、次の款 17 繰入金特別会計繰入金では、介護保険特別会計繰入金 412 万 8,000 円の増。次の後期高齢者医療特別会計繰入金 93 万 7,000 円の減も実績によるものです。

次の基金繰入金では、公共施設整備基金繰入金 1 億 6,800 万円の減。

次の観光施設等整備基金繰入金 8,000 万円の減は、いずれも当初予算で財源不足から基金を取り崩したものを財政調整によりまして、戻し入れを行うものでございます。

次の款 19 諸収入では、町預金利子 3 万 5,000 円の増。

次の巨樹・巨木林調査データ整備受託収入 4 万円の増。

次の農産物有害鳥獣対策受託収入 202 万 1,000 円の減。

19 ページをお開きいただき、次の雑入、実費徴収金 122 万 2,000 円の減は、いずれも説明欄記載の各事業の実績によるもので、次の市町村振興宝くじ収益配分金 186 万 2,000 円の減は、オータムジャンボ宝くじ収益配分金の交付決定通知によるものでございます。

次のスポーツ振興くじ助成金 19 万 9,000 円の減は、登計原総合運動場の天然芝生路維持活動の実績によるものでございます。

次の雑入 97 万 7,000 円の減は、説明欄に記載の各事業の実績によるものでございます。

次の東京都町村会助成金 50 万円の増は、東京オリンピック・パラリンピック 50 周年記念事業助成金といたしまして、各市町村が実施する記念事業に対し、補助率 10 分の 10 で見込むもので、歳出につきましては、体育関連団体等へのシューズバックなど、オリンピック記念のロゴ入りのグッズを配布するものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

○議長（前田 悦男君）お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君）異議なしと認めます。よって、午前 11 時 5 分から再開いたします。

午前 10 時 50 分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

○議長（前田 悦男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出の説明からお願いします。

総務課長。

○総務課長（井上 永一君）補正予算書 20 ページからは歳出に入りますが、その前に人件費につきまして、総括的に説明をさせていただきます。

恐れ入ります、補正予算書の 84 ページ、給与費明細書をごらんください。84 ページは特別職の給与費明細書でございます。

下段の比較の欄をごらんください。

その他の職員数 23 名の減は、会議等を開催せず、委員の委嘱を行いませんでした報酬審議会委員、民生委員、推薦会員等の減によるもので、報酬の 86 万 9,000 円の減額は、40 種類ございます各種委員会委員報酬等の不用額でございます。共済費の 30 万円の減額は、

町長及び副町長の所要額の調整によるもの。合計で 116 万 9,000 円の減額でございます。

85 ページをごらんください。一般職でございます。

上から 3 行目、比較の欄でございますが、職員数は変更がございません。給与費の給料は、124 万 1,000 円の減額。職員手当は、269 万 6,000 円の減額。1 つ飛ばしまして共済費は、244 万 8,000 円の減額。合計で 638 万 5,000 円の減額でございます。給料の減額は、年間所要額の調整によるもの。職員手当の内訳は、下段の表でございますように、不用額または所要額を見込み、調整をしたものでございます。共済費につきましても、所要見込額により減額となるものでございます。

以上で給与費明細書の説明を終わります。

20 ページにお戻りください。歳出に入ります。

○議会事務局長（原島 肇君） それでは歳出の説明に入ります。

款 01 議会費からになります。議会費の総額は、17 万円を減額し、9,634 万 6,000 円となります。内訳で、議会事務局費は、2 万 5,000 円の減。人件費の不用額及び使用料及び賃借料で、車賃借料の減となります。議会運営費は 14 万 5,000 円の減で、報償費で、講師謝礼を、負担金へ振りかえたための皆減。そのほか役務費、使用料及び賃借料では、不用額の整理となります。

以上で、議会費を終わります。

○総務課長（井上 永一君） 次に款 02 総務費でございます。

項 01 総務管理費でございますが、一般管理費は、総額で 659 万 3,000 円の減額となります。内訳でございますが、21 ページをごらんください。一般管理費の 141 万 2,000 円の減額は、人件費につきましてもは年間所要額の調整によるもので、そのほかは、内容の精査による減額及び不用額でございます。

次の職員福利厚生費 8,000 円の減額は、互助組合交付金 1 名分の減によるものでございます。

次の庁舎管理費は、504 万 8,000 円の減額となりますが、需用費から次の 22 ページの備品購入費まで、それぞれ事業実績による減額及び不用額でございます。

次の災害対策用職員住宅管理費の 12 万 5,000 円の減額。

次の文書管理費 2 万 1,000 円の減額。

23 ページをごらんいただきまして、広報費 126 万 3,000 円の減額につきましても、事業実績による減額または不用額でございますが、広報費の使用料及び賃借料 1 万 1,000 円の増額は、ホームページ音声読上機能使用料の増額によるものでございます。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 次の財産管理費は、237万2,000円の増で、需用費10万円の増につきましては、光熱水費の増。委託費200万円の海沢・小河内地区の寄附物件、住宅用地の測量費を見込むものでございます。

次の使用料及び賃借料25万円の増は、複写機等使用料の増によるものです。

備品購入費2万2,000円の増は、旧古里中連絡用電話機購入によるものでございます。

次の企画費278万9,000円の増につきましては、負担金・補助及び交付金で、バス路線維持対策費補助金が、277万4,000円の増で、これは昨年2月の大雪害による運休、また残雪により春まで続いた登山客の減少に伴う、バス事業者の収入減に伴う補填となります。

次の幸せリーグ負担金1万5,000円の増は、新たに当該団体に加盟したことによるものでございまして、この幸せリーグとは、荒川区長の提唱により組織をされ、正式名称を、住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体連合と称しまして、自治体が連携をし、意見交換を行い、情報交換等を行うことによりまして、自治体相互に切磋琢磨し、行政運営のレベルアップを図り、そこに暮らす住民が、真に幸福を実感できるような地域社会を目指すことを目的とするという内容でございまして、当町を含め、59の基礎自治体に関連しているものでございます。

24ページをごらんいただき、次の企画事業費2,910万円の増額でございますが、歳入で見込みました国の地方創生への交付金の交付に伴い補正を行うもので、地方創生先行型事業といたしまして、委託料で、5カ年間の奥多摩町総合戦略及び中長期の人口ビジョンの策定、観光情報発信事業といたしまして、各駅のですね、Wi-Fi整備による情報発信事業。また、移住促進事業のための空き家の調査。少子化対策事業の上乗せ支援や、パンフレットの作成などを計画しているところでございますが、2月3日の国会での補正予算が成立した以降ですね、非常にタイトなスケジュールの中で作成をしたものでございまして、現在その詳細を詰めているところでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次の電子計算費は、196万4,000円の減額となります。電子計算管理費の196万4,000円の減額は、財務会計システムの更新時期が、システム対応のおくれたことに伴い、委託料及び機器使用料の額が確定となることによるもので、次の電子計算開発費は財源組替でございます。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 次の地域振興費、地域振興対策事業費100万円の減額でございますが、身近なまちづくり推進事業におきます負担金・補助及び交付金で、不用額を整理するものでございます。

次の基金運用費では、財政調整基金費3万4,000円の増、及び減債基金費50万円の増

は、いずれも利子分を積み立てることによるもので、25 ページをお開きいただき、次の公共施設整備基金費 8,000 円の減は、利子分の減によるものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次に、車両費、車両管理費は、18 万 4,000 円の増額となります。役務費の 13 万円、公課費の 5 万 4,000 円の増額は、それぞれ庁用車車検時の費用の増額によるものでございます。

次の交通安全対策費の 3 万円の減額は、中学生以下に補助している交通災害共済加入者補助金の対象人数の減少による補助金の減額及び不用額でございます。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の項 02 徴税費 68 万 2,000 円の減については、給料の減です。

次の項 03 戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳費の 13 万 3,000 円の減につきましては、給料の減と、委託料で住民基本台帳カード委託の減。14 の使用料及び賃借料での減の確定によるものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次に項 04 選挙費でございます。27 ページをごらんください。

選挙管理委員会費の 35 万 6,000 円の減額。次の選挙啓発費の 9 万 6,000 円の減額は、人件費及び不用額でございます。

次に衆議員議員選挙費は 367 万 5,000 円の減額となります。内訳でございますが、28 ページに記載してございますように、報酬から備品購入費まで、選挙執行実績による不用額でございます。

29 ページをごらんください。次に項 05 統計調査費でございます。基幹統計費、工業統計調査費は、財源組替。農林業センサス調査費の 1 万円の増額は、説明欄記載の調査時の実績によるものでございます。

○議会事務局長（原島 肇君） 項 06 監査委員費ですが、人件費の不用額の整理となります。

以上で総務費を終わります。

○福祉保健課長（清水 信行君） 30 ページをごらんください。款 03 民生費でございます。社会福祉総務費 5 万 7,000 円の減は、給料から共済費まで、それぞれ人件費の所要額を調整したものでございます。社会福祉委員費は、旅費で 2 万 5,000 円の不用額の減。次の民生委員推薦会費では、報酬及び旅費で不用額の減。

次の民生児童委員協力員事業費では、協力員さんへの報償費 1 万 8,000 円の減。

31 ページをお開き願います。需用費で 7 万円の不用額を減額するものです。

次の行旅死亡人取扱費は、葬祭委託時の食糧費等の不用額を減額するものです。

次の社会福祉協議会補助事業費 1,000 円の増は、過年度分の額の確定による返還金です。

次の社会福祉基金費 54 万円の増は、福祉のための寄附金の増額により、基金へ積み立てるものです。

国民健康保険事業費 259 万 8,000 円の増は、職員人件費で所要の調整により、46 万 7,000 円の減額。

繰出金で保険基盤安定繰出金等の増減により、306 万 5,000 円を増額するもので、国民健康保険事業費総額を 8,679 万 7,000 円とするものです。

次の成年後見制度利用支援事業費 8 万 9,000 円の減は、報償費において説明欄記載の講師謝礼等の支出の見込みがないことから、皆減するものです。

32 ページをごらんください。次の福祉サービス第三者評価事業費は、東京都の補助により実施している認知症高齢者グループホームの第三者評価事業の不用額です。

少子化・定住化対策事業費では、報償費において、当初見込んでいた奨励金について皆減するもので、負担金・補助及び交付金においては、定住助成金は実績がなかったことによる皆減。

その他の子ども・子育て支援事業における事業費の減額は、実績によるもので、合わせて 353 万円を減額し、4,333 万 1,000 円とするものです。

次の地域ささえあいボランティア事業費では、需用費における不用額を減額するもの。

臨時福祉給付金事業費では、賃金から、次の 33 ページお開きいただき、使用料及び賃借料までは、不用額を減額し、負担金・補助及び交付金では、臨時福祉給付金の給付額の確定により 1,220 万円を減額し、臨時福祉給付金事業費を 1,132 万 5,000 円とするものです。

老人福祉費では、高齢者福祉地域支援事業費の役務費で、紙おむつ宅配料を実績により減額するもので、次の敬老記念品支給事業費は、実績による不用額を減額するもの。

34 ページをごらんください。次の高齢者見守り相談事業費では、民間見守りシステムの設置実績により、機器設置委託及び機器保守点検委託料について、実績により 235 万 2,000 円を減額するものです。

次の高齢者緊急通報システム事業費では、役務費で、既にご家庭に設置されている方の新機種への変更、データ設定等の業務について、当初の見込みより実績を下回るため、減額するもので、備品購入費においても同様に新機種の購入見込み数の減により、合わせて 160 万 1,000 円を減額するものです。

次の高齢者火災安全システム事業費につきましても、同様に、通信機器の更新に伴うシステム更新料について、実績により 47 万 5,000 円を減額するものです。

次の福祉電話設置費補助事業費では、実績により減額するもの。

次の高齢者自立支援住宅改修給付事業費は、一般財源から都補助金への財源組替で、予算の増減はありません。

次の高齢者外出支援サービス事業費では、過年度と補助金の額の確定による返還金です。

35 ページお開きください。老人クラブ運営補助事業費では、一般財源から都補助金への財源組替で、予算の増減はありません。

次の高齢者在宅サービスセンター事業費では、いずれも白丸デイサービスセンターにおいて、役務費及び備品購入費では、新規車両購入に係る諸費用について。工事請負費では、天井の照明器具取りかえ工事の終了により、不用額について、合わせて 33 万 2,000 円を減額するものです。

次の福祉モノレール等整備事業費では、保守点検委託料では不用額の減額。償還金・利子及び割引料では、過年度都補助金の額の確定による返還金を計上し、差し引き 8 万 5,000 円の増になります。

次の人にやさしい道づくり整備事業費では、工事請負費において、今年度の実績により不用額 150 万円を減額し、過年度と補助金の額の確定による返還金 1,000 円の増額と差し引きで、149 万 9,000 円の減額となります。

次の介護保険事業費では、人件費において所要の調整を行うほか、介護給付費では、実績見込みにより減額。地域支援事業費では、主に総合事業の増加により増額。事務費においては、制度改正に伴う地域包括支援センターシステム改修費用の増により、差し引き 226 万 8,000 円を減額するもので、繰出金については介護保険特別会計でご説明いたします。

36 ページをごらんください。介護予防ケアマネジメント事業費では、需用費及び役務費で、実績に基づく減額。委託料では、法改正対応業務委託の増。使用料及び賃借料では、職員用パソコンの使用料について不用額を減額し、差し引き 25 万 7,000 円の増額となります。

次の、低所得高齢者在宅生活支援事業費ですが、この事業は、平成 21 年度の第 4 期介護保険事業計画に合わせて、新規事業として実施されたもので、在宅で生活する住民税非課税の低所得者に対して、経済的な負担の軽減、保健医療福祉サービスの利用促進による在宅生活の継続を支援することを目的としておりますが、これまで、最初に該当し申請をいただければ、翌年以降の申請を不要としていたものについて、知らずに振り込まれてい

て、何だかよくわからないという声が多く聞かれることから、制度の周知徹底を図るため、今年度から、毎年申請をしていただくための勸奨通知を、返送用及び決定通知用の郵券代について、新たに12万1,000円を計上するものです。

次の後期高齢者医療制度事業費687万円の減は、後期高齢者広域連合からの通知による実績に基づくもので、内容は後期高齢者医療特別会計でご説明いたします。

37ページをお開き願います。心身障害者福祉費では、役務費で、障害福祉サービス送付用の郵券代について不用額を。負担金・補助及び交付金で、当初見込んでいた研修が行われなかったことにより、合わせて9万5,000円を減額するものです。

次の重度心身障害者見学事業費の26万1,000円の減は、当初2回実施を予定していたものが1回となったため、事業費、役務費、使用料及び賃借料で、それぞれ実績により不用額を減額するものです。

次の在宅心身障害者福祉手当給付事業費253万9,000円の減。

町単独在宅心身障害者福祉手当給付事業費45万1,000円の減。

38ページをごらんいただき、町単独精神障害者支援事業費22万5,000円の減は、扶助費で実績により不用額を整理するものです。

次の身体障害者酸素購入費助成事業費6万2,000円の減は、当初予算で計上いたしましたが、予算確定後に事業廃止となったことから皆減するものです。

次の重度の障害者（児）タクシー乗車料金助成事業費60万円の減につきましても扶助費において、実績により不用額を減額するものです。

次の障害者総合支援事業費327万6,000円の減につきましては、報酬から使用料及び賃借料について、説明欄記載の費用について実績により減額するのです。

39ページをお開き願います。次の障害者自立支援医療事業費では、扶助費において厚生医療給付費については、これまでの実績により見込額を減額し、育成医療給付については、これまでの実績がないことから、新規見込み分のみとし、合わせて193万9,000円を減額するものです。

障害者地域生活支援事業費では、備品購入費では、地域活動支援センターの洗濯機購入費について不用額を減額し、扶助費では、日常生活用具給付費の利用者の増により増額で、差し引き28万6,000円の増額となります。

次の高次脳機能障害者支援促進事業費では、需用費において不用額6万2,000円を減額するもので、障害者虐待防止対策事業費では、需用費の消耗品費及び印刷製本費において皆減するものです。

福祉会館費では、工事請負費において、公共下水道への接続工事が終了したことから、不用額の47万6,000円を減額するものです。

次に児童福祉費です。40ページをごらんください。児童福祉総務費1,359万7,000円の減は、職員人件費では所要額を調整するもので、委託料では、子ども・子育て新制度に対応する新たなシステム導入に係る委託料及び児童手当等を算定するためのシステムについて、更新のための委託料について、それぞれ額の確定により減額するものです。

次のひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費は、ひとり親家庭家事援助委託料の実績により減額するものです。

次のひとり親家庭医療費助成事業費については、治療費、扶助費については、実績により合わせて30万1,000円を減額。委託料については、実績により3,000円を増額し、差し引き29万8,000円を減額するものです。

41ページお開き願います。乳幼児医療費助成事業費では、需用費では不用額を。委託料及び扶助費においては、実績により合わせて66万7,000円を減額し、次の子ども医療費助成事業費も同様に、不用額の減と実績により合わせて62万4,000円を減額するものです。

次の子ども医療費町単独助成事業費では、都の所得制限を超える世帯の子ども医療費について、町単独で助成するものですが、児童生徒数の減少により、委託料及び扶助費において27万2,000円を減額するものです。

次の子育て世帯臨時特例給付金事業費は、消費税率の5%から8%への改定に伴う、子育て世帯の経済的負担を軽減するため設けられたもので、児童手当支給世帯に対して給付するものですが、給付業務が終了したことに伴い、職員手当から42ページの負担金・補助及び交付金まで、それぞれ不用額を整理し、合わせて54万4,000円を減額するものです。

児童措置費では、保育所措置費において1,010万3,000円を減額するもので、役務費では、口座振替手数料を実績により、委託料では、氷川保育園で計18万5,000円、古里保育園で299万1,000円、管外保育園で597万5,000円を、それぞれ児童数の実績により減額し、負担金・補助及び交付金では、保育士等処遇改善特例事業について、各保育所からの申請に基づき、実績により減額するものです。

次の児童手当費431万円の減は、扶助費で児童手当について、それぞれ説明欄記載の年齢階層における児童数の減少により減額するものです。

43ページをお開き願います。児童育成手当費5万9,000円の減は、扶助費で児童育成手当を実績により見込むものです。

次の児童健全育成事業費の放課後児童健全育成事業費では、役務費で電話料を実績によ

り減額するものです。

子ども家庭支援センター事業費では、職員人件費から、44ページをごらんいただきまして、現材料費につきまして不用額を整理し、合わせて38万8,000円を減額し、次のファミリーサポートセンター事業費8万1,000円の減につきましても、需要費及び役務費において不用額を整理するものです。

次の病後児預かり事業費におきましても、不用額の整理と実績による見込み額の減でございます。

○住民課長（宮田 昭治君） 次に項03国民年金費の国民年金総務費3万7,000円の減につきましては、次のページの給料から共済費までの減額を見込むものでございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 款04衛生費でございます。保健衛生総務費では、職員人件費について所要額を調整するもので、次の保健福祉センター管理費では、需用費において光熱水費のうち電気料を。使用料及び借料については、複写機使用料について増額し、140万円を追加するものです。

46ページをごらんください。次に予防費です。定期予防接種事業費では、需用費の消耗品費では不用額を。委託料では、実績により合わせて610万3,000円を減額するもので、次の結核予防対策事業費では、住民健診の受診者数の見込み増により19万2,000円を増額するものです。

次の健康増進法保健事業費では、委託料において、胃がん、肺がん検診について、実績により53万8,000円減額し、次の女性特有のがん検診推進事業費では、役務費において、受診通知書の送付用郵券代について、実績により5万円増額するものです。

次の遠隔予防医療相談事業費358万8,000円の減は、固定式のテレビ電話から携帯式の機器を活用したシステムを導入するため、当初予算で計上した委託料について、慶応大学の負担により導入できたことから皆減するものです。

47ページお開き願います。母子保健事業費です。1歳6か月児健康診査事業費から、48ページ、フッ化物洗口事業費までは、いずれも説明欄記載の事業費について、実績により減額するもので、母子保健事業費では、合わせて113万1,000円を減額するものですが、このうち、5歳児健康診査事業費は、都補助金の増額によるに財源組替で予算の増減はありません。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の目04環境衛生費、01環境衛生総務費の93万8,000円の減につきましては、給料から共済費の調整と、次のページの負担金・補助及び交付金で75万2,000円の減は、秋川流域斎場組合の負担金の額の確定によるもので、次の生活排水

対策事業費の 18 万 5,000 円の減につきましては、需用費の減を見込むもので、次の 04 衛生費の 02 清掃費、清掃総務費の 27 万 4,000 円の減につきましては、給料から共済までの減を見込むもので、次の塵芥処理費のごみ処理事業費 2,786 万 2,000 円の減につきましては、需用費で 222 万 6,000 の減と。次のページの節 12 の役務費の 20 万 6,000 円の減。次の 13 の委託料で 1,341 万円の減。これは説明欄にあります、それでの委託で実績により減を見込むものでございます。

次の 19 の負担金・補助及び交付金につきましては、1,206 万 1,000 の減は、それぞれ実績によるものでございます。

次のし尿処理費のし尿処理事業費で 27 万 4,000 円の減につきましては、委託料で 22 万円の増を見込むもので、次の負担金・補助及び交付金では 49 万 4,000 の減で、説明欄にあります委託と補助は、それぞれ実績によるものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次に款 06 農林水産業費でございます。次の 51 ページをお願いいたします。項 01 農業費の農業委員会費 124 万 5,000 円の減額につきましては、節 02 給料費から節 12 役務費までは、それぞれ実績見込みにより減額を。節 13 委託料では、歳入でご説明いたしました導入パソコンを購入からリースに切りかえるための減額を見込んだものでございます。

次に、農作物有害鳥獣対策事業費 270 万 4,000 円の減額につきましては、緊急捕獲事業のへり捕獲が、悪天候により中止となったことから、次のページの節 13 委託料 212 万 9,000 円の減額を見込み、それ以外の区分につきましては、それぞれ実績見込みにより減額を見込むものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に簡易給水施設管理費の 31 万 7,000 円の減額につきましては、需用費で光熱水の減と委託料の額の確定によるものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次の目 03 農業振興費の農業振興総務費 72 万 1,000 円の減額につきましては、主に節 11 需用費では、特産物販売施設の光熱水費の減額を。次の節 18 備品費では、指定管理設備品等のうち 30 万円以下のものにつきましては、指定管理者が整備することに制度が改正されたことから、減額を見込んだことによるものでございます。

次の 53 ページをお願いいたします。次に、山村地域農林業振興事業費 528 万 1,000 円の減額につきましては、説明欄にございます新規の山葵田用モノレール設置事業の実績見込みにより、減額を見込むものです。

次の町農林業等振興事業費 51 万 2,000 円の減額につきましては、節 07 賃金から節 19

負担金・補助及び交付金まで、それぞれ説明欄記載の事項の実績により、不用額を見込むものです。

次の山村振興事業 6 万 5,000 円の減額につきましては、節 01 報酬から節 27 公課費まで、それぞれ説明欄記載事項の実績見込みにより、全体で減額を見込むものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、53 ページから 54 ページにかけてお願いします。目、農地費、農道維持管理費の 1,000 円の減額につきましては、工事請負費の額の確定によるものでございます。次に款 06 農林水産業費、林業総務費 34 万 2,000 円の減額につきましては、人件費等の減額、負担金・補助及び交付金の額の確定によるものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次に、目 02 林業振興費の林業振興総務費 30 万 5,000 円の減額につきましては、本ページ及び次の 55 ページの説明欄記載事項を不用額として見込むものです。

次の林業構造改善事業費 5 万 7,000 円の減額は、実績により減額を見込むものです。

次に目 03 森林費の森林保全・活用総務費 206 万 7,000 円の減額につきましては、節 07 賃金では、森林保安員が 10 月末をもって、1 名退職したことから減額を。節 12 役務費は不用額を。節 13 委託料は、シカ対策モノレールの復旧工事を行ったことから、保守点検委託の皆減を見込むものです。

次の多摩の森林再生事業につきましては、金額の変更はなく、実績予定により、本ページから次のページにかけての項目の調整を見込むものです。

次の森林セラピー事業費 189 万 2,000 円の減額につきましては、節 11 需用費から節 27 公課費まで、それぞれ実績見込みにより減額を見込むものです。

次の木質バイオマス推進事業費 147 万 9,000 円の減額につきましては、木材買取料の実績見込みにより、減額を見込むものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、56 ページから 57 ページにかけてお願いします。目 04 林道治山費 491 万 6,000 円の減額につきましては、57 ページの林道維持管理費で、除雪車賃借料が 35 万円の増額となり、次に都補助林道改良事業費の委託料は、額の確定によるものでございます。補償・補填及び賠償金の 82 万 5,000 円の減額は、名坂線林道の立木報償費の確定によるものでございます。

次に都補助林道改良事業費 392 万円の減額は、説明欄記載の 4 路線の工事請負の額の確定によるものでございます。

次に、治山事業費の 1,000 円の減額は、工事請負費の額の確定によるものです。

次に都営事業負担金都施行林道物件補償費は海沢寸庭線の立木補償の額の確定による

ものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次の 58 ページをお願いいたします。次に項 03 水産業費、水産総務費 4 万 7,000 円の減額は、節 02 給与から節 08 報償費まで、それぞれ実績見込みにより、減額を見込むものです。

次に款 07 商工費です。商工総務費の消費者行政事業費 3 万円は、不用額を見込むものです。

次の商工振興費 1,182 万 8,000 円の増額は、歳入で企画財政課長から説明がありました地域住民生活等緊急支援交付金のうち、地域消費喚起型特別事業として、プレミアム付商品券を発行するための補助金 1,220 万円を見込むもので、町内限定で利用可能な商品券をプレミアム率 30%としまして、額面で 1 万 3,000 円を一冊としたものを、販売額として 1 万円とし、発行冊数 3,300 冊を見込むものです。

次の 59 ページをお願いいたします。項 02 観光費です。観光総務費の 262 万 4,000 円の減額は、節 19 負担金・補助及び交付金では、町職員が派遣されたことにより、観光協会補助金 120 万円の不用額を見込み、それ以外の項目は、実績見込みによるものです。

次の観光施設等整備基金費 4 万 6,000 円の増額は、基金利子の増額見込みによるものです。

次の花の里づくり事業 6 万円の減額は、節 11 需用費の実績見込みにより、減額を見込むものです。

次の観光施設の観光施設維持管理費 90 万 7,000 円の減額につきましては、節 11 需用費から節 13 委託費まで、それぞれ実績見込みにより、全体で減額を見込むものです。

次の観光施設整備事業費 4 万 2,000 円の減額は、実績見込みによるものでございます。

次の鳩の巣荘建設事業費 6,169 万 9,000 円の減額につきましては、節 13 委託料及び、次のページの節 15 工事請負費は、出来高確定に伴い、今年度分の減額を見込むもので、次の節 18 備品購入費は、契約確定により、不用額を見込むものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に 61 ページから 62 ページにかけてお願いします。款 08 土木費、目 01 土木総務費 185 万 8,000 円の減額が、土木総務費で人件費の減額及び消耗品光熱費の増額によるものでございます。

次の 62 ページの委託料、使用料及び賃借料、負担金・補助及び交付金の、それぞれの額の確定によるものでございます。

次に、登記事務費の 76 万 8,000 円の減額は、役務費で不動産鑑定料が必要案件がないことから減額とし、未登記路線測量委託料及び地籍調査完了地内未登記路線処理業務委託

料は、額の確定によるものでございます。

次に法定外公共物等譲与事業費 29 万 9,000 円の減額は、需用費の消耗品が減となり、次に道路台帳整備事業費の 13 万 4,000 円の減額につきましては、道路台帳補正業務委託の額の確定によるものでございます。

次に、地籍調査事業費 67 万 3,000 円の減額は、登記事務認証請求事務委託料及び河川古里区の境界確定地籍調査事業費で小丹波地区の委託料の確定によるもので、次の 63 ページの負担金・補助及び交付金の額の確定によるものでございます。

次に、目 01 道路維持費 350 万円の増額につきましては、除雪車賃借料の除雪対応を見込み増額するもので、工事請負費で町道維持補修工事では、川井地内、海沢地内の道路整備として、増額するものでございます。

次に道路新設改良費 797 万 1,000 円の減額につきましては、次の都補助道路新設改良事業費で 758 万 7,000 円の減額となり、委託料は、説明記載欄の額の確定により 531 万 9,000 円増額となるもので、次の 64 ページの工事請負では、説明記載欄の 5 路線の額の確定により、1,094 万 6,000 円の減額となり、公有財産購入費、補償・補填及び賠償金につきましては、説明欄記載の額の確定により、それぞれが減額となるものでございます。次に、町単独道路新設改良事業費 38 万 4,000 円の減額につきましては、委託料、公有財産購入費、補償・補填及び賠償金は、額の確定によるものでございます。

次に、目 03 橋梁維持費 1,000 円の減額につきましては、工事請負費は額の確定によるものでございます。

次に、町単独橋梁新設改良事業費 3 万円の減額は、北氷川橋の委託料の額の確定によるものでございます。

次に 65 ページをお願いいたします。目 01 住宅管理費 111 万 8,000 円の増額は、給料、職員手当等の人件費、町公営住宅の修繕費、通信運搬等の額の確定によるものでございます。

次に、目 02 住宅建設費 2,826 万 4,000 円の減額につきましては、住宅建設事業費の 132 万 7,000 円の減額は、宅地分譲業務委託料及び空家活用業務委託料の実績によるものでございます。

次の 66 ページ、公有財産購入費の減は、額の確定によるものでございます。

次に、小丹波地内若者住宅建設事業費 2,693 万 7,000 円の減額につきましては、委託料は事業内容の見直しに伴い減額となるもので、工事請負費の減額は、現場精査により減額とするものでございます。

次に款 08 土木費、目 01 公共下水道費、下水道事業特別会計繰出事業費の減額は、下水道特別会計の繰り出しは、全体事業費の積算により見込むものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次に款 09 消防費です。非常備消防費は、57 万 4,000 円の減額となります。内訳でございますが、非常備消防総務費 2 万 9,000 円の減額は給料から、次の 67 ページの共済費まで、人件費でございます。

消防団費は 54 万 5,000 円の減額でございますが、旅費の 37 万 6,000 円及び需用費の 3,000 円の増額につきましては、火災等による出勤費及び食糧費の増によるもので、そのほかは、事業実績により減額及び不用額となるものでございます。

次の消防施設費は、70 万 7,000 円の減額でございます。消防施設維持管理費 26 万円の減額は、備品購入費は不用額、負担金・補助及び交付金 7,000 円の増額は、防災行政無線システムの電波利用料負担金の増額によるものでございます。

次の町単独消防施設整備事業費の 44 万 7,000 円の減額は、不用額でございます。

次の防災費につきましては、404 万 9,000 円の減額となります。

68 ページをごらんください。主に歳入でご説明申し上げましたように、緊急輸送道路として指定されている国道 411 号線の沿線に建築されている建物のうち、地震発生時の倒壊により、道路を塞ぐ可能性のある建物の耐震診断を実施するための補助金が、申請予定件数を下回ったことから、減額をするものでございます。

以上で消防費の説明を終わります。

○教育課長（守屋 吉彦君） 次に教育費でございます。まず項 01 教育総務費でございます。教育委員会費は、1 万 7,000 円の減額となります。負担金・補助及び交付金で、各種負担金の決定による不用額でございます。

次の事務局費は、総額で 12 万 4,000 円の減額でございます。内訳ですが、事務局費の 1 万円の減額につきましては、次の 69 ページで、人件費及び旅費の減額と、使用料及び賃借料で、複合機使用料の増額によるものでございます。

次の教育文化振興基金費の 11 万 4,000 円の減額は、説明欄記載の積立金の減額によるものでございます。

次に教育指導費は総額で、130 万 4,000 円の減額となります。内訳ですが、教育指導費の 122 万 2,000 円の減額につきましては、賃金では、説明欄記載のスクールソーシャルワーカー等の賃金を勤務実績により減額するもので、委託料では、次の 70 ページの古里中学校パソコン教室機器保守点検・運用支援委託 213 万 6,000 円の増額は、古里中学校生徒用パソコン 20 台等の 5 年間のリース契約期間が 3 年半残っているため、このパソコン機器等

を現在の氷川中学校に移設し、新校、奥多摩中学校で活用するための経費を計上するもので、その他の経費につきましては、それぞれ実績による減額及び不用額でございます。

次の教育研修事業費の3万7,000円の減額及び私立幼稚園等保護者負担軽減事業費の4万5,000円の減額につきましても、それぞれ実績による減額及び不用額でございます。

次に項02小学校費でございます。学校管理費は、総額で17万1,000円の増額となります。内訳ですが、小学校管理費の12万9,000円の減額につきましては、役務費では、4月早々に聴力検査を行うオーディオメータの点検費用4万5,000円を計上するほかは、不用額でございます。

71ページをごらんください。古里小学校管理費の30万円の増額は、需要費の光熱水費で、電気料の増額を見込むものでございます。

次に、教育振興費につきましては、49万1,000円の減額となります。内訳ですが、小学校教育振興費の6万7,000円の減額につきましては、不用額でございますが、報償費では、総合的な学習に伴う教育指導者等の謝礼を、備品購入費では、理科教材備品購入費等をそれぞれ減額するものでございます。

次の準要保護等児童就学援助事業費の10万2,000円の減額及び準要保護児童給食費補助事業費の13万3,000円の減額は、対象者の減による不用額でございます。

次の古里小学校教育振興事業費の9万4,000円の減額及び、72ページの氷川小学校教育振興事業費の9万5,000円の減額は、ともに備品購入費で、一般教材用備品の契約実績による不用額でございます。

次に、学校建設費の小学校建設事業費の81万9,000円の減額は、備品購入費で、氷川小芝生管理用備品の契約実績による不用額でございます。

次に項03中学校費でございます。学校管理費は、総額で1,033万1,000円の減額となります。内訳ですが、中学校管理費の24万5,000円の減額は不用額で、次の古里中学校管理費の32万7,000円の増額は、光熱水費で電気料及び水道料76万1,000円の増額を見込むもののほかは、実績によるもの及び不用額でございます。

73ページをごらんください。次の氷川中学校管理費の6万3,000円の減額につきましては、需用費の燃料費では、灯油代3万9,000円の増額を、使用料及び賃借料では、実績による減額を見込むものでございます。

次の中学校統合事業費の1,035万円の減額は、不用額でございますが、報償費では中学校統合準備委員会等報償費の減額を。工事請負費では、当初、駐車場の整備に伴い、校庭の土壌改良も行う予定でいましたが、校庭のトラックを確保する関係から、最小限の駐

車場整備としたための減額と、テニスコートの整備では、今後の軟式テニス部の入部希望者の動向を探りつつ、必要最低限の整備としたことによる減額が、主な内容でございます。

次の教育振興費につきましては、123万8,000円の減額となります。内訳でございますが、中学校教育振興費44万4,000円の減額。次の74ページの準要保護等生徒就学援助事業費の4万円の減額。古里中学校教育振興事業費の55万4,000円の減額。氷川中学校教育振興事業費の20万円の減額は、いずれも実績によるもの及び不用額でございます。

次に、学校建設費の中学校建設事業費の61万円の減額は、工事請負費の不用額でございますが、氷川中学校体育館雪止防護柵設置工事の減額が、主な内容でございます。

○議長（前田 悦男君） お諮りします。会議の途中であります。ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 異議なしと認めます。よって午後1時から再開いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（前田 悦男君） 午前中に引き続き会議を開きます。

議案第40号 一般会計補正予算、歳出の款10教育費、項の04給食費の説明からお願いいたします。教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） 次に、項04給食費でございます。次の75ページをごらんください。給食管理費の9,000円の減額につきましては、人件費の調整でございます。

次に、項05社会教育費でございます。社会教育総務費は、総額で217万9,000円の減額でございます。内訳ですが、社会教育総務費の62万8,000円の減額につきましては、人件費の調整及び不用額でございます。

76ページをごらんください。次の教育文化振興事業費の126万4,000円の減額につきましては、いずれも実績によるもの及び不用額でございます。このうち、負担金・補助及び交付金の減額は、中学生等海外派遣事業補助金、PTA連絡協議会との共催で実施した生涯学習講演会事業負担金等の確定に伴う減額でございます。

次の文化会館管理費の28万7,000円の減額につきましては、次の77ページの使用料及び賃借料で、複写機のコピー枚数の増に伴う使用料の4万円の増額のほかは、実績によるもの及び不用額でございます。

次の青少年対策費の青少年対策事業費28万2,000円の減額につきましては、報償費から備品購入費までは、いずれも実績によるもの及び不用額でございますが、負担金・補助

及び交付金では、この3月末に、1泊2日の予定で、神津島村の小学生が奥多摩町に来町することから、奥多摩町神津島村小学生体験交流事業として、海沢ふれあい農園、日原鍾乳洞山のふるさと村等で、町の小学生と交流するための補助金12万円を計上するものでございます。

78ページをごらんください。次の文化財保護事業費3万5,000円の減額につきましては、報酬、報償費、旅費につきましては不用額で、委託料では、文化財資料整備委託で、古文書の解読整理等に係る委託料5万7,000円を増額するものでございます。次の負担金・補助及び交付金は、実績によるものでございます。

次の水と緑のふれあい館事業費は447万6,000円の減額となります。79ページをごらんください。人件費、需用費及び委託料等の事業費につきましては、いずれも実績によるもの及び不用額でございますが、特に備品購入費では、町負担10分の10となりますが、レストラン売店のレジスター購入費の確定に伴う不用額でございます。

80ページをごらんください。次の美術館事業費の85万5,000円の減額につきましては、いずれも実績によるもの及び不用額でございますが、特に需用費では、光熱水費で美術館と併設するレストランの指定管理者が、4月から6月まで不在であったことから、電気料が60万円の減額となる見込みでございます。

次の森林館事業費の19万5,000円の減額は、需用費の修繕費で、事務室の蛍光灯器具の修繕費を計上するほか、いずれの経費につきましても、実績による減額でございます。

81ページをごらんください。次に項06保健体育費でございます。保健体育総務費の28万3,000円の減額につきましては、実績によるもの及び不用額でございます。

次の体育施設費は、総額で147万5,000円の減額となります。内訳でございますが、学校開放事業費の18万円の減額は、不用額でございます。

82ページをごらんください。次の社会体育施設維持管理費5万円の減額は、需用費の燃料費で、ガス代の実績による減額でございます。

次の総合運動場維持管理費は、124万5,000円の減額となります。いずれも実績による減額でございますが、需要費の光熱水費では、芝生が2年目となり、水撒き量が減ったことから、水道利用が減額となる見込みでございます。

教育費は、以上でございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次に、款11災害復旧費です。初めに、農業用施設災害復旧費1,577万5,000円の減額につきましては、歳入でもご説明いたしました、雪害による山葵田用モノレールの災害復旧事業奥多摩山葵栽培組合に補助するもので、現地精査及

び費用の抑制を図り、事業費確定によって減額を見込むものです。

次の林業施設災害復旧事業費 9 万 8,000 円の減額は、安寺沢から川苔のオオダワまでの、シカ害対策モノレール災害復旧工事が完了したことから、不用額を見込むものです。

次の水産業施設災害復旧事業費 29 万 2,000 円の減額は、栃寄養魚地災害復旧工事が完了したことから、不用額を見込むものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に 83 ページをお願いします。款 11 災害復旧費、町単独道路橋梁災害復旧事業費 60 万円の減額につきましては、主に雪害の影響による町道梅久保中山線ほか 3 路線の工事請負費の額の決定により、不用額とするものでございます。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 次の款 12 公債費は長期債元金償還費で、額の変更ではございませんが、財源組替を行うものでございます。

次の款 14 予備費の 384 万 8,000 円の減は、財政調整によるものでございます。

最後でございますが、86 ページをお開きください。継続費に関する調書でございます。

表の左から、款は商工費、項は観光費、事業名は鳩の巣荘建設事業、年度は平成 25 年度、26 年度、27 年度でございます。その右列、年割額でございますが、年度ごとに、それぞれ 2 億 204 万 3,000 円、8 億 1,870 万 4,000 円、1 億 6,577 万 8,000 円です。その右列、財源内訳でございますが、平成 25 年度、国都支出金 7,768 万 6,000 円。1 列あけまして、その他財源は基金の取り崩しによりまして、平成 26 年度が 3 億 2,000 万円、27 年度が 8,500 万円でございます。その右側、一般財源は平成 25 年度が 1 億 2,435 万 7,000 円、26 年度が 4 億 9,870 万 4,000 円、27 年度は 8,077 万 8,000 円。一列あけまして、前年度末までの支出見込み額 2 億 204 万 3,000 円。当該年度支出予定額は 8 億 1,870 万 4,000 円。その右側、当該年度末までの支出予定額、平成 25 年度は 2 億 204 万 3,000 円、26 年度が 8 億 1,874 万 4,000 円、その右側、翌年度以降支出予定額は 1 億 6,577 万 8,000 円。最右列でございますが、継続費の総額に対する進捗率でございます。平成 25 年度が 17.0%、26 年度が 69.0%、27 年度が 14.0%となっております。最下段をごらんください。合計でございますが、左から全体事業費は 11 億 8,652 万 5,000 円。財源内訳は、国都支出金が 7,768 万 6,000 円。その他財源が 4 億 500 万円。一般財源が 7 億 383 万 9,000 円。最右列の継続費の総額に対する進捗率は 100%となっております。

以上をもちまして、議案第 40 号 平成 26 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 5 号）の説明を終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上で、議案第 40 号の説明は終わりました。

次に議案第 41 号から議案第 43 号までについての説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは、議案第 41 号 平成 26 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 42 号 平成 26 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）及び議案第 43 号 平成 26 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、関連がございますので一括して説明を申し上げます。

初めに、議案第 41 号 国民健康保険特別会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

議案第 41 号の 5 ページをお開き願います。歳入でございます。

款 01 一般被保険者国民健康保険税は、578 万 9,000 円を減額し、1 億 175 万 3,000 円とするもので、主なものは、医療給付費現年課税分が、被保険者数の減少や、被保険者の所得状況等により 413 万 5,000 円の減。後期高齢者支援金現年課税分が 122 万円の減。介護納付金現年課税分 109 万 9,000 円の減となりますが、医療給付費滞納繰越分は、39 万 7,000 円の増。後期高齢者支援金分滞納繰越分は、11 万 2,000 円の増。介護納付金滞納繰越分は、15 万 6,000 円の増額を、それぞれ実績により見込むものです。

次の退職被保険者等国民健康保険税は、229 万 9,000 円を減額し、1,051 万 4,000 円とするもので、医療給付費現年課税 141 万 1,000 円の減。後期高齢者支援金分現年課税分 36 万 4,000 円の減。介護納付金現年課税 52 万 4,000 円の減を、それぞれ実績により見込むものです。

次の款 02 国庫支出金、項 01 国庫負担金の療養給付費等負担金では、後期高齢者支援金及び介護納付金について、実績に基づき、国負担分を合わせて 1,113 万 2,000 円を減額し、1 億 3,710 万 8,000 円とするもので、次の高額医療費共同事業負担金についても、同様に国負担分について 94 万円を減額し、1,237 万 1,000 円とするものです。

6 ページをごらんください。調整交付金でございますが、普通調整交付金について、通知に基づき 500 万円を減額し、3,846 万円とするものです。

款 03 療養給付費交付金は、退職被保険者にかかる療養給付費の増に伴い、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき、2,243 万 9,000 円を増額し、6,894 万 3,000 円とするものです。

次の款 04 前期高齢者交付金ですが、給付費等の実績により、619 万 1,000 円を減額し、2 億 273 万円とするものです。

款 05 都支出金、項 01 国民健康保険都補助金ですが、給付費等の実績に基づき 190 万 5,000 円を減額し、1,422 万 8,000 円とするもので、次の項 02 都負担金の高額医療費共同事業負担金は、国庫負担金と同様に、実績により 94 万円を減額し、1,237 万 1,000 円とするもの

です。

款 06 共同事業交付金では、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金について、いずれも実績により、合わせて 2,785 万円を減額し、9,794 万 1,000 円とするものです。

7 ページお開き願います。

款 07 財産収入では、基金積立金の利子として 2,000 円を増額し、1 万 2,000 円とするもの。

款 08 繰入金では、一般会計からの法定繰入について、保険基盤安定繰入金からの出産育児一時金繰入金については、それぞれ実績により増額し、財政安定化支援事業繰入金については減額するもので、合わせて 306 万 5,000 円を増額し、6,027 万円とするものです。

繰入金のうち基金繰入金については、国庫基金から 4,000 万円を繰り入れるもので、療養給付費の増額等に対応するものです。

款 10 諸収入では、実績により預金利子を減額するものです。

8 ページをごらんください。歳出でございます。

款 02 保険給付費の一般被保険者療養給付費は、887 万 6,000 円を増額するものですが、再任における交付金の減額を受けて、財源調整を行っております。

次の退職被保険者等療養費では、退職被保険者等療養給付費交付金の増額を受け、財源組替を行ったもので、予算の増減はありません。

次の高額療養費、一般被保険者高額療養費及び退職被保険者等高額療養費については、財源組替を行うもので、予算の増減はありませんが、歳入における国負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金の減額により、財源調整を行っております。

9 ページお開き願います。

出産育児一時金でございますが、これも財源組替を行うもので、予算の増減はございません。

款 03 後期高齢者支援金等につきましても、財源組替で予算の増減はありませんが、国負担金の減額による財源調整を行っております。

款 06 介護納付金も同様に、国負担金の減額により財源調整を行った上で組みかえを行うもので、予算の増減はありません。

款 07 共同事業拠出金は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業について、いずれも実績により、事業拠出金について減額するもので、合わせて 510 万円を減額し、1 億 1,472 万 4,000 円とするものです。

10 ページをごらんください。

款 09 基金積立金は、実績により 1 万 6,000 円を増額し、2 万 6,000 円とするものです。

款 11 諸支出金、項 03 繰出金は、国庫会計から病院事業会計へ繰り出すもので、奥多摩病院の施設整備費を見込んでおりましたが、額の確定により 34 万円を減額するものです。

以上で、議案第 41 号の説明は終了いたします。

次に、議案第 42 号 平成 26 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

5 ページお開き願います。歳入でございます。

款 01 保険料でございます。後期高齢者医療保険料は、400 万 2,000 円を減額し、6,311 万 3,000 円を見込むもので、現年度分特別徴収保険料を実績見込みにより、280 万 2,000 円減額し、現年度分普通徴収保険料では、120 万円の減額を見込むものです。

款 02 繰入金的一般会計繰入金は、687 万円を減額し、1 億 2,251 万 4,000 円を見込むもので、療養給付費繰入金 444 万 3,000 円の減。保険基盤安定繰入金 219 万円の減。広域連合への事務費繰入金 11 万 9,000 円の減。保険料軽減措置繰入金 63 万 2,000 円の減は、実績を勘案した広域連合からの通知に基づき見込むもので、健康診査費繰入金 45 万 4,000 円の増。次の葬祭費繰入金 6 万円の増についても、それぞれ実績により見込むものです。

6 ページをごらんください。歳出でございます。

款 02 広域連合納付金の広域連合分賦金は、1,132 万 6,000 円を減額し、1 億 7,853 万 8,000 円とするもので、説明欄の事務費負担金から葬祭費支給事業負担金までの各負担金について、実績を勘案した広域連合からの通知に基づき、それぞれ増減するものです。

款 03 保健事業費の健康診査費 45 万 4,000 円の増は委託料で、健康診査委託料を増額するものです。

款 05 諸支出金、項 01 償還金及び還付加算金は、死亡転出等により、資格喪失した方に対する保険料還付金及び還付加算金で、実績により見込むものです。

7 ページお開き願います。

款 05 諸支出金、項 02 繰出金は、一般会計への繰出金について、実績により 93 万 7,000 円を減額し、284 万 3,000 円とするものです。

以上で、議案第 42 号の説明を終了いたします。

次に議案第 43 号 平成 26 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について、ご説明いたします。

5 ページお開き願います。歳入でございます。

款 01 保険料の第 1 号被保険者保険料は、現年度分特別徴収保険料で 323 万 3,000 円の減。現年度分普通徴収保険料で 386 万 2,000 円の増を、それぞれ実績により見込み、差し引き 62 万 9,000 円増額するものです。

款 02 分担金及び負担金、認定審査会負担金 1 万円の増は、西多摩福祉事務所からの委託にかかる負担金を見込むものです。

款 03 国庫支出金、国庫負担金 195 万 5,000 円の減は、介護給付費の実績見込みにより減額するものです。

次の国庫補助金では、調整交付金においては、調整率が計画値を下回ったことにより、651 万 2,000 円の減。介護保険事業費補助金においては、介護報酬改定等に伴うシステム改修費について、内示額により、145 万 1,000 円を増額し、差し引き 506 万 1,000 円を減額するものです。

次の款 04 支払基金交付金では、介護給付費の実績見込みにより、1,355 万 2,000 円を減額するもので、次の介護給付費都負担金につきましても、実績見込みにより、261 万 9,000 円を減額するものです。

6 ページをごらんください。

款 07 繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金 408 万円の減は、実績によるもの。その他一般会計繰入金 156 万 7,000 円の増は、システム改新のため、事務費繰入金を増額するもの。次のその他地域支援事業繰入金 35 万 6,000 円の増額は、その他地域支援事業の実績により、町負担分を増額するもので、差し引き 215 万 7,000 円を減額するものです。

項 02 基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金は、基金を取り崩して介護給付費に充てるもので、31 万 5,000 円を減額するものです。

款 08 諸収入、預金利子 3,000 円の増は、決算によるものです。

7 ページお開き願います。歳出でございます。

総務費の一般管理費では、委託料において、制度改正に伴う介護保険システム改修委託料 324 万円を増額し、その他旅費、需用費及び使用料及び賃借料で不用額を整理し、差し引き 303 万 1,000 円を増額するものです。

次の介護認定審査会費は、委託金収入による財源組替で、予算の増減はありません。

款 02 保険給付費、項 01 介護サービス等諸費においては、負担金・補助及び交付金で、説明欄記載の各サービスにおいて、それぞれ実績見込みにより、合わせて 2,966 万円を減額し、介護サービス等諸費の総額を 6 億 4,900 万円とするものです。

8 ページをごらんください。

項 02 介護予防サービス等諸費では、負担金・補助及び交付金で、同様に、説明欄記載のサービスについて、実績見込みにより 361 万 2,000 円を減額し、介護予防サービス当初費の総額を 2,100 万円とするものです。

項 03 その他諸費 6 万 6,000 円の減は、審査支払手数料について、実績により委託料を減額するものです。

9 ページお開き願います。

項 04 高額介護サービス等費、140 万円の増額は、実績の見込みによるものでございます。

項 05 町特別給付費 10 万 6,000 円の増は、配食サービス対象者の増に伴う実績によるものです。

次の項 06 特定入所者介護サービス等費は、施設入所者で所得の低い方に基準費用額と負担限度額との差額を保険給付で補うもので、70 万円の減は、実績により見込むものです。

10 ページをごらんください。

款 03 地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業費 35 万 6,000 円の増は、総合事業によるケアマネジメント事業の増によるものです。

款 06 諸支出金、項 02 繰出金 412 万 8,000 円の増は、一般会計からの法定負担分の繰出金について、過年度分の精算が行われていなかった分について、準備基金を取り崩して返還するものです。

以上で、議案第 41 号から議案第 43 号までの説明を終了いたします。

○議長（前田 悦男君）以上で議案第 41 号から議案第 43 号までの説明は終わりました。

次に議案第 44 号についての説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第 44 号 平成 26 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

6 ページをお願いいたします。歳入になります。

款 01 分担金及び負担金、項 01 負担金、目 01 共用施設維持管理費負担金 71 万 3,000 円の増額は、本年度の維持管理費、小河内処理区の見込みを算定した結果、共用施設維持管理費丹波山負担金を増額するものでございます。

次に款 02 使用料及び手数料、目、下水道使用料 100 万 2,000 円の減額は、合併処理浄化槽使用料の 33 万 7,000 円の増額は、収入見込みを算定した結果、合計で 66 万 5,000 円の減額になるものでございます。

次に、款 02 使用料及び手数料、下水道手数料 1 万 8,000 円の増額は、下水道工事店指定申請等手数料の実績に伴う増額によるものでございます。

次に款 03 国庫支出金、目 01 公共下水道費補助金 2,660 万 4,000 円の増額は、奥多摩処理区の環境建設事業費等を精査した結果、奥多摩処理区下水道事業補助金の増額によるものでございます。

次に、款 04 都支出金、公共下水道事業補助金 66 万 2,000 円の増額は、奥多摩処理区の環境建設事業費等を精査した結果、奥多摩処理区下水道事業補助金の増額によるものでございます。

次に、6 ページから 7 ページにかけてお願いします。

款、繰入金、目、一般会計繰入金 1,460 万 6,000 円の補正額は、小河内処理区と奥多摩処理区下水道事業繰入金の減額及び浄化槽市町村整備推進事業繰入金の減額によるものでございます。

次に、款 07 諸収入、預金利子 2,000 円の増額は、下水道事業における預金利子の増額によるものでございます。

次に款 07 諸収入、消費税還付金 606 万 5,000 円の増額は、下水道環境建設事業費等による消費税の還付金の確定に伴う増額によるものでございます。

次に款 08 町債、下水道債 1,120 万円の減額は、奥多摩処理区の環境建設事業費等を精査した結果、下水道整備事業分下水道債の減額によるものでございます。

次に 8 ページをお願いいたします。歳出になります。

款 01 総務費、一般管理費 253 万 6,000 円の増額は、主に償還金利子及び割引料の過年度消費税還付金等の増額によるものでございます。

次に、目 02 維持管理費 382 万円の減額につきましては、9 ページをお願いします。

維持管理費（小河内処理区）で 165 万 3,000 円の減額は、役務費及び委託料、使用料及び賃借料及び工事請負費の不用額で、主に委託料の精査による減額でございます。

次に、維持管理費（奥多摩処理区）216 万 7,000 円の減額は、奥多摩処理区の需用費の増。役務費及び委託料、負担金・補助及び交付金の減で、主に流域下水道維持管理費を見込む見込額の減額によるものでございます。

次に 10 ページをお願いします。

款 02 事業費、下水道事業費 1,057 万 7,000 円の増額につきましては、次の下水道事業（小河内処理区）97 万 5,000 円の減額は、給料等の人件費及び工事請負費の減で、主に下水道管取出工事の対象がなかったため、工事請負費の減額によるものでございます。

次に 02 下水道事業費（奥多摩処理区）1,155 万 2,000 円の減額につきましては、役務費及び委託料、負担金・補助及び交付金の減額と、給料等の人件費及び需要費の減で、次に

11 ページをお願いします。下水道管梁建設工事の増により、工事業費が増額となるものがございます。

次に 11 ページから 12 ページにかけてをお願いします。

款 02 事業費、浄化槽市町村整備推進事業費 187 万 5,000 円の減額は、給料等の人件費及び役務費の増額、需用費及び委託料、工事請負費、負担金・補助及び交付費の減額によるものでございます。

次に、款 04 予備費、予備費 17 万 5,000 円の増額は、予備費の増額によるものでございます。

次に、13 ページにつきましては、一般職の 4 人分の給与費の給料と職員手当でございます。比較の欄の合計が、18 万 1,000 円の増、共済費で 6 万 5,000 円の減で、合計 11 万 6,000 円の増額となります。

次に、14 ページをお願いします。町債に関する調書ですが、一番右側における、当該年度末における現在高見込額は、42 億 4,761 万 5,000 円を見込んでおります。

以上で、議案第 44 号の説明を終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上で、議案第 44 号の説明は終わりました。

次に、議案第 45 号についての説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（河村 光春君） それでは、議案第 45 号 平成 26 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、表紙のページに第 2 条、収益的収支について、収入の補正はなく、支出の項目ごとの増減が、ここに記載のとおりでございます。

また、資本的収支の補正はございません。

それでは、1 ページをお開き願います。収益的支出の実施計画でございます。

支出でございますが、項 1 医業費用は、185 万円増額し、4 億 9,569 万 6,000 円とするものです。内訳につきましては、給与費を 200 万 1,000 円減。これは給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費を、それぞれ所要額の調整により減額するものでございます。

次の 2 材料費は、100 万円増額するものですが、内訳は薬品費を増額するもので、実績により増額を見込むものでございます。

次の経費では、285 万 1,000 円増額するものですが、内訳としまして、消耗品費を 50 万円、印刷製本費を 45 万円、修繕費を 50 万円、保険料を 15 万円、通信運搬費を 5 万円、委託料を 120 万 1,000 円、それぞれ実績に基づき増額を見込むものでございます。

次に 2 ページをお願いいたします。

項3特別損失は、226万3,000円減額するものですが、公営会計基準の見直しに伴う経過措置として、賞与引当金を今年度に限り、特別損失に計上することとなっており、その額の確定により減額するものです。

予備費の増額につきましては、収入支出の調整によるものです。

3ページをお願いいたします。

給与費の明細でございますが、先ほど支出のところでご説明させていただいた給与費の内訳を示すもので、特に手当の内訳について詳細を示してございますが、ここに記載のとおりということで、説明は省略させていただきます。

次の4ページから7ページにつきましても、予定貸借対照表ということでございます。この表につきましても、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第45号の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田 悦男君）以上で、議案第45号の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

議案第40号については、歳入、歳出それぞれを一括して質疑を行い、議案第41号から議案第45号までについては、歳入、歳出を含めて、一括して行います。

初めに、議案第40号の歳入の質疑を行います。質疑はありますか。

1番、石田議員。

○1番（石田 芳英君） 1番、石田でございます。歳入の17ページの寄付金、ふるさと納税の寄付金が25万円ということで、奥多摩町にも入っていますけれども。前も一般質問で、議員さんがやったと思うのですけれども、新聞等々見ますと、いろいろなプレミアムと申しますか、いろんなものが送られるということでございますけれども、奥多摩町においては、何かそういう特産物とか、そういうものは、今現地で送られているかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田 悦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 1番、石田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

町では5,000円以上の寄付を、ふるさと納税という形で受け取っておりますけれども、お返しという形で、いただいた方については、奥多摩温泉もえぎの湯の無料ご招待券を10枚。また、山里歩き絵図、全21巻をワンセットにして、合わせて差し上げております。以上でございます。

○議長（前田 悦男君） よろしいですか。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ありませんか。質疑なしと認めます。以上で議案第40号の歳入の質疑を終結します。

次に議案第40号の歳出の質疑を行います。質疑はありますか。

7番、師岡議員。

○7番(師岡 伸公君) 7番、師岡でございます。民生費のところ、ちょっと全体的に数字が減っているところが、人口減で、いわゆる物理的に減ってるというところなのかと思います。

先ほど36ページのところで、申請を促すために郵券代をというお話があったと思うのですが、その申請しなかったがために、減額になっているところもあるのでしょうかという質問なのですが。

例えば、32ページの少子化定住化対策事業費のところ、高校生の、いわゆる通学のところが、100万という数字が載ってるのですけれども、高校生の数、大体、当然把握していますし、その距離もあるのですけれども、これだけ減額しているということは、申請、もしかしたらなかったのかどうか、そのあたりをお聞きしたいと思います。これが1点です。

それからもう1つ、52ページになりますが、1番頭の委託料のところ、雪害による委託減というお話があったと思いますが、去年の2月の雪害は本当に町にも大きな被害があって、役場としても大変ご苦労されたと思うのですけれども。鳥獣害の雪によって、何か動き変わったことがあったのかどうか、そのあたりをちょっとお聞かせいただければ、ありがたいと思います。

それから、もう1点よろしかったですか。もう1点、69ページの教育費。教育指導費の学校図書館支援員の賃金減というふうになっていますが、これは、支援というのは、いわゆる師匠のような形の方というふうには理解してよろしいわけですか。師匠のかわりで。はい。

例えば小中でも、言語能力の向上とか、それから、ビブリオバトルのような指導をしていて、当然、国語科の先生が中心になってやられているとは思うのですけれども、例えばこういう支援員の方の、例えば指導が、ここ数年であったことによる効果も、私はあるのではないかと考えているのです。

そういう意味では、このあたりのところ、もう少し活動する機会を、増やしてもよろしいのではないかというふうに思いますが、その3点です。よろしくお願いします。

○議長（前田 悦男君） 初めに、福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは、7番、師岡議員のご質問にお答えいたします。

最初に、36ページの低所得高齢者在宅支援事業費につきましてですが、先ほど説明でも申し上げましたけれども、最初に該当された方には、これまでの話ですが、最初に回答された方にはご案内申し上げて、申請をいただいて、振り込みの口座振替の手続等を行っていただきますと、翌年からは、申請が不要であったという制度でございます。

ところが、先ほど申し上げましたけれども、2年目以降、その辺を失念されてしまっていて、1万円なんですけれども最高額が、この1万円は何のために振り込まれたのかどうかというのがよくわからないというお話もございまして、それから今年度、臨時福祉給付金というのがございまして、これを全戸配布でご案内をしたのですけれども、これも申請をいただく必要があるのですが、高齢者在宅生活支援事業と混同されて、申請は必要ないのだと、申請しなくても、もらえるのだというような誤解をされている方がいらっしゃいました。臨時福祉給付金につきましては、来年度以降も、額は違うのですけれども、継続して行えるということもありまして、それとの違いを明確にするということから、今年度から、毎年度申請をいただくという形したものでございます。

今までの実績といたしまして、570件ほど、ご案内申し上げまして、そのうち500件ぐらいは、もう既に申請をいただいております。残りの70件ほどにつきまして、再度、勧奨のご案内をしているところでございます。その結果、どうしても申請されないという方は、どうしてもいらっしゃるということは、日常でございます。

それからの32ページの子ども・子育て支援事業の件でございますが、高校生の通学費に限らず、子育て支援事業につきましては、毎年3月末に、対象児童・生徒がいらっしゃるご家庭に、全てご案内をしているものでございます。それで、申請をしていただいておりますが、やはり、うっかりといたしますか、そういう形で申請されないという方もいらっしゃいますし、また、ご家庭の事情といたしますか、それは不要であるということで、申請をされないという方も、若干いらっしゃいます。

この支援事業につきましては、広報で毎号のように、お知らせをしておりますので、とにかく申請が必要であるというご案内をしておりますので、これを全く知らなかったという家庭というのは、余り恐らくないのではないかと、承知しておりますが、やはり、何らかの事情で、対面でお話したときに、そのことについては知らなかったということを言われぬように、これからも周知をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（前田 悦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 7番、師岡議員の2つ目の雪害後の獣害の変化についてということについて、お答えをさせていただきたいと思います。

昨年、町内各所で、雪崩が発生しました。その関係で、木がもちろんのこと、表層の草本類等についても、かなり被害があったものと思われていまして、イラハタの放牧場の茅も、非常に成長が悪いというようなことで、草刈りもせずに済んでしまうというような状況から、少し山の中に、これは、はっきりとした調査をしたわけではございませんが、食物が少し少ない状況なのかというようなことが一点ございます。

それから、よくシカについては、足の長さ以上の深さになると、動けなくなって死ぬ個体がたくさん出るというようなお話しでしたが、釣り人あるいは猟友会等に聞いても、雪崩で巻き込まれて死んでいるシカ、イノシシというのは、幾つも見かけているところですが、餓死というような、一般の形でのというのは、ほとんど見かけないということで、積雪自体による被害というのは、さほどなく、雪崩による被害というのが多かったのだと思います。被害といたしますか、個体の死亡というものが多かったと思います。

それで今年度、2月末までの捕獲状況についてなのですけれども、シカにつきましては、昨年度末よりも14頭多く捕獲されて、2月時点で既に、対前年度比14頭増ということで捕獲されています。

そしてイノシシについては、被害報告も非常に多く、これまで被害に遭わなかったような場所についても、被害の報告が来ておりまして、議会でご承認をいただいて、檻、罠等をかけさせていただいたこともございまして、昨年の3倍近い23頭を、これまでに捕獲しております。

サルも同様に、昨年の倍近い7頭ということで、獣害全般については、やはり、山に食べ物が少なくなっているということもあるのか、里におりてきての被害が、今年度は目立っているというような特徴がございます。以上です。

○議長（前田 悦男君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） 7番、師岡議員の3点目のご質問になります。学校図書支援員の関係でございます。

学校図書館法の中で、12学級以上の学校については、司書教諭を配置し、学校図書館を専門的な知識のもと、その充実を図るということになっております。

当町4校は、全てその学級数を満たさないということから、東京都教育委員会による司書教諭は、配置をされていないという状況でございます。このため、町では、学校図書館

の充実を図るということから、平成 24 年度から、各学校の要望により、図書指導員を各校に配置をしております。現在 4 校で、交代制も含めて、6 名の図書指導員を配置をしております。

賃金体系でございますが、司書の資格のある方については、時給が 2,000 円。図書の資格のある方については 1,500 円。資格のない方については 1,000 円ということで、賃金体系を決めております。

業務内容といたしましては、学校の図書の購入、蔵書の整理、それから読み聞かせ等、行っております。そういう意味では、言語能力の推進事業にも一躍を担っているというところでございます。

今回の 200 万円ちょっとの減額ということですが、現在 6 名の方が、全て資格のない方ということで、単価の安い方というところと、実は、1 月に 1 名の方が、ちょっと交通事故を起こしまして、約 1 カ月近くお休みをしたということもありまして、今回ちょっと大きな減額ということになってございます。以上でございます。

○議長（前田 悦男君） お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって午後 2 時 5 分から再開いたします。

午後 1 時 51 分 休憩

午後 2 時 05 分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 40 号 一般会計補正予算、歳出の質疑から行います。質疑はありますか。

○11 番（清水 典子君） それでは、今年の新しい事業で、27 年 2 月 3 日になった、24 ページの地方創生先行型事業委託。さっきの説明では、なんだか 5 カ年を何かするのに委託するというふうに聞いたのですけれども、その内容を、もう少し詳しく聞きたい。金額的には、2,910 万円もあるので。

もう 1 つのページ、58 ページの商工振興費の地域消費喚起特別事業交付金 1,220 万円。この辺ももう少し詳しく、教えていただきたいと思っております。

○議長（前田 悦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 11 番、清水議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、24 ページの 1 点目でございますけれども、5 カ年の計画のお話でございます。

国は、平成 26 年 12 月 27 日でございますけれども、地方創生のプランを発表いたしました。それに基づいて、各地方も、努力義務という形ではございますけれども、地方版の総合戦略と中長期の人口のビジョンをつくりなさいということで、予算がつけていただいたものでございまして、国の方から、2,910 万円というお金が、きておりますけれども、私どもで今考えておりますのが、総合戦略の策定に 1,000 万円。観光情報発信ということで、奥多摩駅 5 駅でございますけれども、駅の W i - F i と申しましたスマートフォンで、情報を取れるというシステムを、今考えております。これが、およそでございますが 600 万円。

また、住みたい、住み続けたいということで、若者定住の関係で、移住促進のための空き家調査を、今までよりもうちょっと踏み込んで、地主さんのどのような状況で手放すことが不可能なのか、あるいは貸すことが不可能なのかということで、それを踏み込んだ形で調査をしたい。あるいは、空き家を町の方に無償で提供していただける方がいれば、その方に、例えば、空き家を片づけるにも費用がかかりますので、その家の中の物を、例えば片づける費用も、見ることができないかということで、冒頭申し上げたとおり、今非常にスケジュールが混んでおりますので、その中で、どういったことが具体的に可能かどうか、今詰めている段階でございます。

また、少子化対策事業ということで、今までの 15 項目の少子化対策のさらなるバージョンアップに何かできないかということと、その 15 項目の P R を、外に向かっていくパンフレット等も作成ができるのではないかとということも考えております。

また、58 ページのプレミアム商品券の関係でございますけれども、これにつきましても、プレミアム付商品券ということで、30%のプレミアム率をつけて、1000 円券で 10 冊。10 枚で 1 冊でございます。10 枚で 1 冊で 1 万 3,000 円の券を、およそ、先ほど観光産業課長から申し上げたとおり、3,340 冊ぐらいつくります。これをどういった形でご購入いただくかということも含めて、どういったお店で取り扱うかということも含めてでございますけれども、今、スキームを詳細を詰めているところでございます。ですからの決まり次第、これについても、広報で皆様方にご紹介するとともに、周知を図って行って、ご購入いただいて、町内の消費喚起に役立てていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

済みません、地方版の総合計画でございますけれども、5 年間のスパンでつくれということで、国の方から指示がございます。特に、この地方版の総合戦略については、評価を

しなさいというのが必須要件になっておりまして、PDCAと申しますけれども、プラン、ドウ、チェック、アクションということで、まず計画をつくって、その先に、ドウということで実行すると、実行した後に、チェック評価をして、それでアクションということで、改めて改善をして、事業を回していきなさいということで、5年間で、必ず計画に盛り込んだものを、実行していきなさいということで、指示がございました。

また、人口のビジョンについても、私ども長期総合計画で10カ年先までは予定をしてございますけれども、そこからさらに先、2,040年、あるいは2,060年といったスパンで、人口がどうなっていくのかということで、地域創生会議の方で、2,040年には、私どもの町の人口は2,501名ということでシミュレーションができておりますけれども、こういったシミュレーションも、経済のシミュレーションよりも、より正確に、人口動態のシミュレーションについては、ほぼそれに近くなるというようなこともございますので、先ほど申し上げた幸せリーグのお話もございしますが、住民の幸福度、住んでいてよかった、住みたい町ということで、これから、人口の多寡だけではない人口構成を、バランスよくして、みんなが幸せに住める町ということで、そういった計画を、これからまとめていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（前田 悦男君） 11番、清水議員。

○11番（清水 典子君） わかりました。それで、プレミアム商品券。その前、旅行券とも言ったのかという感じがするのですけれども、それは町内で使うということなのですか。それとも、町外でも使えるということなのか。それとも、各戸に配るわけではなくて、買ってくださいと言うのでしょうかという、その辺を教えてください。

○議長（前田 悦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 11番、清水議員のご質問にお答えをさせていただきます。

一枚1,000円の物で、13枚でワンセットということで、それを3,340冊ぐらいということで、利用につきましては町内の限定ということで、町内の事業所を対象として、手挙げ方式ということで、この商品券を取り扱っていただけたところを募るという形をとらせていただきます。そのようなことから、一般の小売店に限らず、ガソリンスタンドとか観光施設あるいは建設業者等についても、対象とした形で、幅広い業種によって、使いやすい商品券ということにしていきたいというふうに考えております。

また、購入の方法ですけれども、こちらについては現在検討中ですが、共働きの家庭の場合もございますので、土日等でも、お買い上げができるような方法を、観光協会等々、

協議をしながら、これから詳細を詰めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（前田 悦男君） 町長。

○町長（河村 文夫君） わかりやすく言うと、12月に補正予算組んだのです。これは、アベノミクスを底割れしないように予算を組んで、26年度中に経済対策、それから、将来の地域再生をやりなさいということ。さっき、内示をいただいた額です。それが、企画財政課長が言っている額を、こういうことに使いますよと、これは内示をいただいた額です。

それから、もう1つ、清水議員が言っている5カ年の問題というのは、12月の国会で、地方創生の法律ができました。法律ができましたので、それぞれの全国の市町村が、来年27年度を1年間かけて、自分の町の戦略的なものつくってくださいと。その戦略的なものをつくった部分については、国も人も応援しますよ。お金も応援しますよ。こういうことですので、今回の予算に盛り込まれた部分というのは、実行する経済対策であると。それから、今後の戦略の問題については、27年度で1年間かけて、いろんな部分で計画をつくっていききたい。それが5年間ですから、5年間の計画をつくれということですから、その部分と連携はしているけれども、現在の段階では、予算がまだついていないということでございます。

○議長（前田 悦男君） 11番、清水議員。

○11番（清水 典子君） 計画を立てて、その5年間に、もちろんこうしますよと言うならば、それに対する予算は、くださるとのことね。わかりました。じゃあ、しっかり頑張ってください。

○議長（前田 悦男君） ほかに。5番、杉村議員。

○5番（杉村 良一君） 5番、杉村です。先ほど、師岡議員から図書支援ということで、質問ございましたけれども、すぐその下、要するに69ページの理科支援員賃金減ということで、19万減ということで、計上されておりますけれども。

私、何かのときに新聞か雑誌かで、要するに小学校の先生は、専門職ではないから、理科とか、そういう難しい教科に関しては、専門の先生を雇った方がいいのではないかと、そういうのをちょっと見たことがあるのですけれども、そういう意味合いの支援員ということなんでしょうか。

もし、やられていましたら、古里小とか、氷川小とか、既にやられていて、どういう形で、実際やられているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（前田 悦男君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） 5番、杉村委員のご質問にお答えいたします。

この理科支援員につきましては、2校の小学校に配置をしてございます。児童数の減少に伴いまして、単学級の小規模校の場合には、今言われた理科専科の教員配置がございません。このため、町独自に理科支援員という形で、配置をしております。

業務内容といたしましては、理科の授業前後の実験器具の準備片づけ、あと授業中の実験の支援的などというところで、特に専門的な資格を持った方を置いているということではなく、一般的な事業の支援員という形で配置をしております。

このため、1時間45分の授業時間となりますが、一単位の時間当たり1,000円の時給ということになっております。以上です。

○議長（前田 悦男君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第40号の質疑を終結します。

次に議案第40号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第2 議案第40号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第40号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第41号の質疑について、質疑を終結します。

次に議案第41号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第3 議案第41号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第41号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第 42 号の質疑を終結します。

次に議案第 42 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 4 議案第 42 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 42 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第 43 号の質疑を終結します。

次に議案第 43 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 5 議案第 43 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 43 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第 44 号の質疑を終結します。

次に議案第 44 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 44 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 44 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号の質疑を行います。質疑はありますか。5 番、杉村委員。もちろんいいです。

○5 番（杉村 良一君） 5 番、杉村です。特別損失ということで、ご説明いただいたのは、給与の引当金の項目ですという説明をいただいたんですけども、私、よくこら辺わからないんですけど、素人でわからないんですけど。特別損失という表現と、賞与引当金というのと、なんか、整理がつかないですけども、どういう意味合いなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（前田 悦男君） 病院事務長。

○病院事務長（河村 光春君） 5 番、杉村議員のご質問にお答えいたします。

この特別損失に計上しております金額につきましては、平成 26 年から、公営企業会計基準の見直しがございまして、賞与引当金というものを計上することになりました。その賞与引当金というのは、年に 2 回 6 月と 12 月にある賞与についての分なのですけれども。6 月に支給する分については、前年の 12 月から 5 月の働いたことに対する賞与、手当というような意味合いで、支給するということになっていますので、その分を前年の予算で手当とするということなのですが、平成 26 年に始まったので、25 年の予算については、その賞与引当金というのを、25 年度予算で計上できておりませんでしたので、その分を 26 年度の予算において、この特別損失というところに計上しなさいという、これは公益企業会計基準の決まり事で、ここに手当をするということで手当したものでございます。以上です。

○議長（前田 悦男君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 45 号の質疑を終結します。

次に議案第 45 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 45 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 45 号については、原案の

とおり可決されました。

次に、日程第 8 議案第 46 号 平成 27 年度奥多摩町一般会計予算、日程第 9 議案第 47 号 平成 27 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算、日程第 10 議案第 48 号 平成 27 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算、日程第 11 議案第 49 号 平成 27 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算、日程第 12 議案第 50 号 平成 27 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 13 議案第 51 号 平成 27 年度奥多摩町介護保険特別会計予算、日程第 14 議案第 52 号 平成 27 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算、日程第 15 議案第 53 号 平成 27 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算、以上 8 件を、一括して議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第 46 号から議案第 53 号までの平成 27 年度奥多摩町一般会計を初めとします各特別会計、企業会計、全 8 会計の予算につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

平成 27 年度の予算編成に当たりまして、予算編成方針として、1、社会経済情勢をみきわめ、限りある財源を計画的、重点的に配分して、住民福祉の増進と少子化、若者定住化対策をさらに推進し、個性的で活力のある地域社会を将来にわたって持続させるため、長期総合計画、奥多摩魅力発信計画の実現を目指す。

2、成果を重視した行政改革の推進、時代に対応した柔軟な行政組織と職員の育成、並びに、費用対効果を含めた事業全般の自己研修の強化と、制度や事務事業の必要性や有益性を吟味し、必要な見直し、再構築を図るなど、身の丈に合った健全で堅実な行財政運営を推進することを基本に、予算編成を行ったところでございます。

平成 27 年度の予算編成の基本的な考え方、町政運営の基本的事項につきましては、河村町長から、施政方針の中で申し上げておりますのでご理解をお願い申し上げます。

また、当初予算のご審議に当たり、お手元に平成 27 年度当初予算案の概要を配付させていただいておりますので、ご参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、各会計の予算の内容につきましては、担当課長から説明させていただきますので、簡潔に説明をさせていただきます。

初めに、議案第 46 号 平成 27 年度奥多摩町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。歳入歳出予算でございますが、第 1 条、歳入歳出予算の総

額は、歳入歳出それぞれ 63 億 2,000 万円と定めるもので、前年度と当初予算と比較いたしましたして、1,000 万円の減。率にして 0.2%の減となります。

2 としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当会区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によることとし、前年度予算と比較し、歳入の主な増減につきましては、平成 27 年度当初予算案の概要の 2 ページに。歳出の増減につきましては、4 ページに掲載してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

予算書の 2 ページ、3 ページをごらんください。

歳入を前年度に比較して、簡単に説明させていただきます。

歳入のうち減額となるものは、町税、地方譲与税、利子割交付金、地方特例交付金、分担金及び負担金、繰入金、繰越金、町債となります。

また、増額となるものは、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金から、自動車取得税交付金までの 4 種類の国からの交付金。また、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、都支出金等も増額となり、諸収入では、都からの受託事業であります花粉症発生源対策事業が、大幅な増額となります。

次に、5 ページ、6 ページの歳出では、前年度に比較して減額となるものは、民生費、商工費、教育費、公債費となりますが、大きな減となる商工費では、鳩の巣荘の本館完成による減。教育費では、統合中学校に係る事業費の減。公債費では、記載残高の減少に伴い、返済額が減額となります。

また、増額となるものは、議会費、総務費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費となりますが、大きな増となる総務費では、新たに庁舎建設基金の創設、農林水産業費では、花粉症発生源対策事業の増。土木費では、小丹波地内若者住宅建設事業が増額となります。

次に、1 ページに戻りまして、第 2 条、継続費でございますが、地方自治法第 221 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」によるということで、その内容につきましては、7 ページをごらんください。

鳩の巣荘建設事業につきましては、工事内容の変更を行った結果、総額を 11 億 8,652 万 5,000 円とし、年割額につきましては、平成 25 年度から 27 年度までの 3 カ年割としたものでございます。

また、1 ページに戻りまして、次に第 3 条、町債でございますが、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により、起こすことができる町債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 町債」によるということで、その内容につきましては、8 ページをごらんください。

この起債は、国の地方交付税不足分を補完する臨時財政対策債として1億6,500万円を予定しております。起債の方法、利率並びに償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

また、1ページに戻りまして、次に第4条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。第5条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めるもので、(1) 各項に項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金にかかる共済費を除く）にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めたものでございます。

以上で、議案第46号の説明を終わります。

次に、議案第47号 平成27年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。1ページをごらんください。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,400万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして550万円の増、率にして8.0%の増となります。

2としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるもので、2ページをごらんください。

歳入では、前年度に比較して、繰入金が増額となりますが、その他の項目につきましては、前年度とほぼ同様の内容でございます。

3ページの歳出では、総務費のうち、利用管理費が増額となります。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

次に、議案第48号 平成27年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。1ページをごらんください。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,120万円と定めるもので、前年度当初予算と比較しまして、同額となります。

2としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるもので、2ページ、3ページをごらんください。

歳入歳出とも、前年度に比較して、ほぼ同様の内容でございます。

以上で、議案第48号の説明を終わります。

次に、議案第49号 平成27年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算について、ご説明

申し上げます。1 ページをごらんください。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,900万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして9,400万円の増、率にして10.9%の増となります。

2としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるもので、2ページ、3ページをごらんください。

歳入では、前年度に比較して、国民健康保険税、国庫支出金、都支出金が減額となりますが、共同事業交付金が、大幅な増額となり、その他の項目も増額あるいは前年度と同額となります。

4ページ、5ページをごらんください。

歳出では、前年度に比較して、総務費、後期高齢者支援金等、諸支出金が減額となりますが、共同事業拠出金が大幅な増額。その他の項目も増額あるいは前年度と同額となります。

次に、1ページに戻りまして、第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定めるもの。

第3条、歳入歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めるもので、(1)保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めたものであります。

以上で、議案第49号の説明を終わります。

次に、議案第50号 平成27年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。1ページをごらんください。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億700万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして、100万円の増。率にして0.5%の増となります。

2として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるもので、2ページ、3ページをごらんください。

歳入では、前年度に比較して保険料が減額、繰入金及び諸収入が増額となります。

3ページ歳出では、総務費及び予備費が減額。保健事業費、その他項目につきましては増額となります。以上で、議案第50号の説明を終わります。

次に、議案第51号 平成27年度奥多摩町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げ

げます。1 ページをごらんください。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億3,300万円と定めるもので、前年度当初予算に比較いたしまして1,200万円の減、率にして1.4%の減となります。

2としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるもので、2ページをごらんください。

歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、都支出金、繰入金、使用料及び手数料がそれぞれ減額となり、保険料のみ増額となります。

4ページをごらんください。歳出では保険給付費、地域支援事業費が減額。総務費及び予備費が若干の増額。その他の項目につきましては、前年度と同額となります。

1ページに戻りまして、第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は1億円と定めるもの。

第3条、歳出予算の理由でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるもので、(1)保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めたものでございます。

以上で、議案第51号の説明を終わります。

次に、議案第52号 平成27年度奥多摩町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億2,100万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして、1億900万円の増、率にして9.0%の増となります。

2としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるもので、2ページをごらんください。

歳入では、前年度に比較して、全ての項目が増額、あるいは前年度と同額となります。

3ページをごらんください。歳出では予備費が減額となりますが、その他項目につきましては、全て増額となります。

1ページに戻りまして、次に、第2条、町債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる町債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2条、町債によるということで、4ページをごらんください。

この起債は、下水道事業債として4億6,220万円を予定しております。起債の方法、利率並びに償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

また、1ページに戻りまして、次に、第3条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

第4条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定めるもので、(1)各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用を定めたものでございます。以上で、議案第52号の説明を終わります。

次に、議案第53号、平成27年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条、業務の予定量は次のとおりで、(1)病床数は43床、(2)年間患者数、入院8,784人、外来1万4,535人、(3)一日平均患者数を入院24人、外来57人、(4)主要な建設事業は、院内手すり設置工事、空調設備補修工事、寸庭住宅改修工事を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額を、収入支出とも4億9,200万円を予定しております。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,000万円は、建設改良積立金及び過年度損益勘定留保資金で補填するもので、収入では1,000万円を、支出では3,000万円を予定しております。このことにより、第3条、第4条予算の合計では、歳入が5億200万円、前年度当初予算と比較しまして654万円の減、率にして1.3%の減、歳出が5億2,200万円、前年度当初予算と比較しまして600万円の減額、率にして1.1%の減となります。

次に、第5条、一時借入金の減額限度額につきましては、3,000万円を予定しております。

次のページをお開きください。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないということで、(1)職員給与費、2億8,094万6,000円。(2)交際費15万円としております。

第7条、負担区分による一般会計及び他会計から、この会計へ補助を受ける金額でございますが、一般会計8,500万円、国民健康保険特別会計1,000円、都支出金7,529万5,000円、町出資金1,000万円を予定しております。

第8条、棚卸資産の購入限度額は、4,272万円とするものでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

以上、議案第46号から議案第53号までの説明を終わります。慎重なるご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

会議の途中であります。黙禱のため、ここで休憩にします。

午後2時44分 休憩

午後2時47分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま上程の議案第46号から議案第53号までについては、議長を除く委員11名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

ここで、予算特別委員会正副委員長の互選のため、暫時休憩とします。休憩中に、正副委員長の選出を行い、ご報告願います。

○議会事務局長（原島 肇君） それでは議員の皆様は、議員控室にお願いをいたします。

午後2時48分 休憩

午後2時53分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、正副委員長の選出が行われましたので、その結果を、事務局長より、報告させます。事務局長。

○議会事務局長（原島 肇君） 休憩中に、予算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果を報告いたします。

予算特別委員長に、4番、原島幸次議員、同副委員長に、8番、酒井正利議員、以上のとおり選出されました。報告を終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上のとおり、予算特別委員会委員長は、4番、原島幸次議員、副委員長は8番、酒井正利議員に決定しました。

会期中に、審査が終了するよう、お願いいたします。

以上で、本日の日程は、全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は、3月13日となっておりますので、明日3月12日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、明日3月12日は休会とすることに決定しました。

なお、本会議3日目は、3月13日、午前10時より開議いたしますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後2時54分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員